

三重県の交通事故の現況 1

三重県の交通事故の現況2

Ⅱ 平成 25 年度三重県交通安全実施計画

第 1 章 道路交通の安全

| 項 目 | 1 道路交通環境の整備 | 種 別 | (1) 生活道路等における人優先の安全 安心な歩行空間の整備 (P 16) | |
|--|---|---------------|--|--|
| 実施機関 及び 実施方針 | <p>〔国土交通省紀勢国道事務所〕 安全で快適な道路交通環境の確保を図るため、交差点改良、歩道整備、道路附属物等の整備を実施し、交通事故の削減を図る。</p> <p>〔三重県道路管理課〕 交通弱者の安全な道路利用のため、歩行空間の確保を図る。</p> <p>〔警察本部〕 社会資本整備重点計画法に基づき、の施行に伴い、交通安全施設の整備は社会資本整備重点計画 (H24-28) において警察庁と国土交通省が連携して実施する国の社会資本として位置づけられていることから、本計画に基づき整備を推進する。</p> | 主な関係 機関・団体 | 三重県都市政策課、市町 | |
| 計 画 の 内 容 | | | | |
| <p>ア 生活道路における交通安全対策の推進 〔警察本部〕 「あんしん歩行エリア」を中心に歩行者・自転車事故の発生割合が大きい生活道路において、公安委員会及び道路管理者が連携して、面的かつ総合的な事故抑止対策を推進する。</p> <p>イ 通学路等の歩道整備等の推進 〔警察本部〕 教育委員会、道路管理者、警察の三者による緊急合同点検結果を踏まえ、押しボタン式信号機、歩行者用灯器等の整備、横断歩道等の拡充により、通学路等の安全確保のための施設整備を図る。</p> <p>〔国土交通省紀勢国道事務所〕 通学路、住宅地の歩道が無い箇所の歩道整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 紀宝町成川 (継続) ○ 紀宝町井田 (継続) ○ 御浜町下市木 (継続) ○ 大紀町滝原 (新規) <p>〔三重県道路管理課〕 (7) 歩道の無い道路において、39箇所の歩道の整備を行う。</p> | | | | |

計 画 の 内 容

- (イ) 歩行者等の安全・安心を確保する手法の一つとして、既存の道路敷地の法面部等が活用可能な箇所において、39箇所のあんしん路肩の整備を進める。
- (ウ) 教育委員会、道路管理者、警察の三者による緊急合同点検結果を踏まえ、歩道の整備や路肩のカラー化等、歩行空間の改善に資する対策を進めることにより、通学路の安全確保のための道路環境整備を図る。

ウ 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備

〔警察本部〕

新交通バリアフリー法に基づき高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間を確保するため、バリアフリー化に対応する信号機（歩行者分離式信号機、視覚障がい者用付加装置付信号機、高齢者等感応化信号機等）を整備していくとともに、増加している高齢運転者のに対応するため、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化等も併せて推進する。

〔三重県都市政策課〕

| 区 分 | 事業所（箇所） | 事業費（千円） | 備 考 |
|-----------------|---------|---------|------|
| 交通結節点バリアフリー改善事業 | 1 | 5,000 | 街路事業 |
| 計 | 1 | 5,000 | |

エ 無電柱化の推進

〔警察本部〕

三重県景観づくり条例に基づき、快適な通行空間の確保を図ることを目的に、信号機の電線類の地中化を推進する。

〔三重県都市政策課〕

| 区 分 | 事業所（箇所） | 事業費（千円） | 備 考 |
|--------|---------|---------|------|
| 無電柱化推進 | 1 | 10,583 | 街路事業 |
| 計 | 1 | 22,583 | |

第1章 道路交通の安全

| 項目 | 1 道路交通環境の整備 | 種別 | (2) 幹線道路における交通安全対策の推進 (P19) | |
|-----------------------------|--|-----------------------|--------------------------------|--|
| <p>実施機関 及び 実施方針</p> | <p>〔国土交通省三重河川国道事務所〕 幹線道路における交通安全に資する道路整備事業については、「成果を上げるマネジメント」を推進する。 また基本的な交通の安全を確保するため、高規格幹線道路から移住地域内に至るネットワークによって適切に機能が分担されるよう道路の体系的整備を推進すると共に、他の交通機関との連携強化を図り道路整備を推進する。</p> <p>〔国土交通省北勢国道事務所〕 事故データと地域の声を組み合わせ、事故の危険性が高い区間を抽出し、その中で6区間を優先的に取り組み、交通事故件数の低減を目標に整備を行う。</p> <p>〔国土交通省紀勢国道事務所〕 交通事故の多発地点や、その他緊急に交通の安全を確保する必要のある箇所について、総合的な計画のもとに、交通安全対策を実施する。 また、道路交通の安全確保には、適切に機能分担された道路ネットワークの整備が重要であり、地域開発、関連道路計画と一体となった道路網の整備を推進する。</p> <p>〔三重県道路建設課〕 適切に機能分担された道路ネットワークの整備を引き続き推進する。</p> <p>〔三重県道路管理課〕 事故が多発している箇所や緊急に安全対策が必要な箇所について、公安委員会と連携し安全で快適な交通環境を確保し、事故の削減を図る。</p> <p>〔警察本部〕 事故多発箇所等の交通安全を確保する必要がある道路について、社会資本整備重点計画に基づき、交通安全施設等を重点的に整備することとし、安全かつ円滑・快適な交通環境の確立を図る。</p> | <p>主な関係 機関・団体</p> | <p>三重県都市政策課、市町</p> | |

| | | | |
|-----------------------------|---|--|--|
| <p>実施機関 及び 実施方針</p> | <p>〔中日本高速道路株式会社名古屋支社桑名保全・サービスセンター〕 高速道路を安全・安心・快適に走行できるよう、事故多発地点への安全対策を実施する。</p> <p>また、老朽損傷した箇所の道路補修工事は集約効率化及び工事規制による渋滞回数の削減を図るため、集中工事を実施する。</p> <p>更に、道路交通の安全を確保するため、整備促進及び適切な機能分担が重要であり、他の交通機関との連携を強化していく。</p> <p>〔中日本高速道路株式会社名古屋支社津保全・サービスセンター〕 交通安全に関する対策及び交通安全キャンペーン活動等を実施することにより、交通事故等を防止し安全性の向上を図っていく。</p> <p>高速道路施設の更新、改良及び整備を行っていくことにより、安全で快適に走行できる高速道路を提供していく。</p> | | |
|-----------------------------|---|--|--|

計 画 の 内 容

ア 「三重県事故ゼロプラン」（事故危険区間重点解消作戦）の推進

〔国土交通省三重河川国道事務所〕

効果を科学的に検証しつつ、マネジメントサイクルを適用することにより、効率的・効果的な実施に努め、少ない予算で最大の効果を獲得できるよう、「成果を上げるマネジメント」を推進する。

〔国土交通省紀勢国道事務所〕

平成22年度から取り組んでいる「三重県事故ゼロプラン」について、優先的に取り組む代表的な区間を推進する。

イ 事故危険箇所対策の推進

〔国土交通省三重河川国道事務所〕

「三重県事故ゼロプラン」の事故危険箇所において、事故対策工事を行う。

〔三重県道路管理課〕

「事故危険箇所」について、公安委員会と連携し、残り1箇所の対策を行い、完成させる。

〔警察本部〕

交通事故の発生割合の高い幹線道路の区間等を「事故危険箇所」として指定し、公安委員会及び道路管理者が連携して、集中的な事故抑止対策を推進する。

ウ 幹線道路における交通規制

〔警察本部〕

幹線道路については、交通の安全と円滑化を図るため、道路の構造、交通安全施設の整備状況、交通の状況を勘察しつつ、速度規制等の見直しを行い、その適正化を図る。

〔中日本高速道路株式会社名古屋支社津保全・サービスセンター〕

(1) GW、年末年始及び式年遷宮関連行事における伊勢神宮参拝による渋滞対策として、地元行政等と連携しパ

計 画 の 内 容

ークアンドバスライドによる交通規制を実施して、渋滞緩和を図るとともに交通事故防止に取り組む。

- (2) GW、お盆、年末年始及び式年遷宮関連行事等の交通混雑時期に発生が予想される交通渋滞に対し、後尾警戒車の配置及び休憩施設に場内整理員を配置して交通事故防止に取り組む。

エ 重大事故の再発防止

〔警察本部・国土交通省三重河川国道事務所〕

交通死亡事故等社会的に大きな影響を与える重大事故が発生した場合は、速やかに当該箇所の道路交通環境等事故発生 の要因について調査すると共に、事故要因に即した所要の対策を早急に講ずることにより、当該事故と同様な事故の再発防止を図る。

〔中日本高速道路株式会社名古屋支社桑名保全・サービスセンター〕

舗装や路面表示の改良・改善、交通安全キャンペーンや休憩施設内の情報提供設備を利用した安全啓蒙等、事故を未然に防ぐ対策を実施する。特に、事故が多い区間においてはその原因を究明し、重点的に安全対策を実施する。

〈今年度実施予定／新名神亀山JCT各種安全対策、伊勢湾岸道湾岸長島IC仮眠車輛対策〉

オ 適切に機能分担された道路網の整備

〔国土交通省三重河川国道事務所〕

〈バイパス整備〉

- 一般国道23号 中勢道路の事業を継続

〔国土交通省紀勢国道事務所〕

〈高規格幹線道路等の整備〉

- 一般国道42号 熊野尾鷲道路の事業を継続（三木里IC～大泊IC間を供用予定）
- 近畿自動車道紀勢線（新直轄）事業を継続（紀伊長島IC～海山IC間を供用予定）

〈バイパスの整備〉

- 一般国道42号 松阪多気バイパスの事業を継続
- 一般国道42号 紀宝バイパスの事業を継続（全線供用予定）

〈その他〉

- 一般国道260号 錦峠の一次改築事業を継続

〔三重県道路建設課〕

三重県が管理する補助国道、主要地方道、一般県道について、各路線の機能に応じた整備を引き続き推進する。

〈実施予定箇所数〉

補助国道 43箇所、主要地方道 56箇所、一般県道 73箇所 計 172箇所

〔中日本高速道路株式会社名古屋支社桑名保全・サービスセンター〕

- (ア) 円滑な道路交通を確保するため、各種道路の体系的整備促進及び適切な機能分担が重要であり、各道路管理者間の連携強化を図る。
- (イ) 昨年に引き続き、リフレッシュ工事や氷雪期における連絡・連携を密にする。
- (ウ) 事故や渋滞等の情報提供、事故現場でのお客様支援を強化し、お客様の利便、安全性の向上を図る。
- (エ) 行楽シーズンなど交通集中による渋滞の緩和、安全対策として、渋滞時には渋滞最後尾での後尾警戒、更にはSA内の交通誘導を実施する。

カ 高速自動車国道等における事故防止対策の推進

計 画 の 内 容

〔警察本部〕

- (ア) 交通事故による障害の早期回復を図り、交通流を確保するために、道路管理者との連携を強化する。
- (イ) 交通渋滞の発生を最小限に抑えるために道路管理者と連携を図り、交通渋滞緩和対策を推進する。

〔中日本高速道路株式会社名古屋支社桑名・サービスセンター〕

- (ア) 情報提供設備を利用した事故多発箇所、原因を提供するなどの安全啓発を行う。
- (イ) シートベルト全席着用、高速道路上での駐停車禁止などについて、休憩施設内の各種媒体や交通管理隊巡回車（黄パト）のLED標識を用いて啓蒙活動を行っていく。
- (ウ) 災害又は事故等の異常事象発生時は、関係機関と連携して交通障害物の早期排除及び道路構造、交通状況等に即した効果的な交通規制を実施する。
- (エ) 各種情報提供設備を活用し、異常事象及び交通規制の内容を迅速かつ的確に提供し、円滑な交通流の確保に努める。

〔中日本高速道路株式会社名古屋支津保全・サービスセンター〕

- (1) 高速道路を安全に利用していただくため、当事者が独自で持っている「高速道路安全セミナー」を実施することによる交通安全の啓発活動を引き続き行う。
- (2) 交通安全啓発の看板、ポスター及びパンフレット等を高速道路関連施設に配置するとともに、交通管理隊の巡回車（黄パト）のLED標識及び簡易LED固定標識等を使用して交通安全の啓発活動に取り組む。
- (3) 高速道路の施設において、交通安全キャンペーン等の交通安全運動を定期的実施して交通安全の啓発活動に取り組む。
- (4) 雪氷及び降雨等の異常気象に対し、関係機関等と情報共有及び早期の適切な対処により、道路の安全確保に取り組む。

キ 道路改築等による交通事故対策の推進

〔国土交通省北勢国道事務所〕

国道25号名阪国道亀山IC～治田ICのインターチェンジ改良等を行う。

継続

- 下柘植インターチェンジ
- 亀山インターチェンジ
- 大内インターチェンジ

新規

- 向井インターチェンジ
- 南在家インターチェンジ

設計

- 南在家インターチェンジ

〔中日本高速道路株式会社名古屋支社桑名保全・サービスセンター〕

集中工事（東名阪・名二環リフレッシュ工事）の実施

- 高速道路をより安全・安心・快適に走行していただくよう、老朽化し損傷を受けている部分の補修工事を集中して行うことにより、年間工事回数、渋滞回数の削減を図る。
 - ・ 期間：5月27日 0:00 ～ 6月8日 6:00 (6/1 6:00～6/2 24:00除く)

計 画 の 内 容

- リフレッシュ工事期間に実施することが難しい工事や緊急を要する工事については、安全対策を十分に
進め、渋滞の発生が極力少ない夜間に実施する。

〔中日本高速道路株式会社名古屋支社津保全・サービスセンター〕

- (1) 騒音低減効果及び雨天時の水跳ねが少なく事故防止効果の高い高機能舗装の整備を実施する。
- (2) 高速道路内への立入及び動物侵入対策として、立入防止柵の更新(有刺鉄線⇒フェンス)及び改良(嵩上
げ)を計画的に実施する。
- (3) 二車線で供用中紀勢道及び伊勢西～伊勢間については、夜間通行止めを実施して集中的に点検・補修工
事を行って安全性を確保する。
- (4) トンネル設備の計画的更新を実施する。(トンネル照明、ケーブルラック及びケーブル)

〔三重県都市政策課〕

| 区 分 | 事業所(箇所) | 事業費(千円) | 備考 |
|------|---------|---------|------|
| 道路改良 | 1 | 12,371 | 街路事業 |
| 計 | 1 | 12,371 | (国補) |

- 国補事業計 12,371千円
- 県単事業計 62,090千円 (地特 : 32,600 県単 29,490)
- ◎ 合 計 74,461千円

ク 交通安全施設等の高度化

〔国土交通省三重河川国道事務所、北勢国道事務所〕

安全で快適な道路交通環境を提供するため、視認性の高い路面標示、視線誘導標の設置整備を行う。

〔警察本部〕

安全で円滑な交通を確保するため、幹線道路を重点に、信号機の右折感応化、多現示化、歩車分離化、視覚障害者
用付加機能、高齢者等感応化等、信号機の高度化・整備を推進する。また、ムーブメント信号制御方式及びプロフ
ァイル信号制御についても引き続き運用していく。

第1章 道路交通の安全

| 項目 | 1 道路交通環境の整備 | 種別 | (3) 交通安全施設等整備事業の推進 (P23) | |
|---|---|-----------------------|-----------------------------|--|
| <p>実施機関 及び 実施方針</p> | <p>〔国土交通省三重河川国道事務所、北勢国道事務所、紀勢国道事務所、三重県道路管理課、警察本部〕</p> <p>社会資本整備重点計画（H24-28）に基づき、公安委員会及び道路管理者が連携し、事故実態の調査・分析を行いつつ、重点的、効果的かつ効率的に交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を改善し、交通事故の防止と交通の円滑化を図る。</p> <p>〔三重県道路公社〕</p> <p>有料道路の安全円滑な道路交通を確保するため、交通安全施設の整備拡充を行う。</p> | <p>主な関係 機関・団体</p> | <p>県、市町</p> | |
| 計 画 の 内 容 | | | | |
| <p>ア 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進</p> <p>〔国土交通省三重河川国道事務所〕</p> <p>歩行者及び自転車利用者の安全な通行を確保するため、「あんしん歩行エリア」における対策状況等の進行管理を行い、対策後の評価を実施する。</p> <p>〔警察本部〕</p> <p>「あんしん歩行エリア」における面的な交通事故対策を推進するとともに、歩行空間バリアフリー化及び通学路における安全安心な歩行空間の確保を図る。</p> <p>イ 幹線道路対策の推進</p> <p>〔国土交通省三重河川国道事務所〕</p> <p>管内の事故危険箇所において交差点改良等の対策を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 桑名市相川町 (新規) ○ 四日市市富士町、日永3丁目 (継続) ○ 鈴鹿市小田町 (新規) ○ 亀山市野村町 (新規) ○ 津市上浜二丁目～南中央 (新規) <p>〔国土交通省紀勢国道事務所〕</p> <p>(7) 管内の事故危険箇所において交差点改良等の対策を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 松阪市朝日町～愛宕町 (新規) ○ 尾鷲市末広町 (新規) ○ 北牟婁郡御浜町神志山 (継続) <p>(イ) 熊野市大泊において登坂車線整備を継続する。</p> | | | | |

計 画 の 内 容

(ウ) 北牟婁郡紀北町紀伊長島区において視距改良を行う。

〔三重県道路管理課〕

管内の事故危険箇所において交差点改良等の対策を行う。

- 一般国道260号 志摩市阿児町 (継続)
- 一般国道306号 亀山市長明寺町 (継続)
- (主) 津関線 津市芸濃町 (継続)
- 一般国道25号 伊賀市東条 (継続)
- (主) 久居河芸線 津市川辺町 (新規)
- 一般国道260号 志摩市阿児町 (新規)

〔警察本部〕

事故危険箇所など、事故の発生割合の高い区間、箇所において信号機の高度化など、事故データの客観的な分析による事故原因の検証に基づいた重点的な交通事故対策を実施する。

〔三重県道路公社〕

| 事業内容 | 事業量 | 事業費(千円) |
|--------|--------|---------|
| ポストコーン | 20個 | 400 |
| 区画線 | 1,000m | 600 |
| 計 | | 1,000 |

ウ 交通円滑化対策の推進

〔警察本部〕

引き続き各地域の交通実態を的確に把握の上、信号機の高度化などにより幹線道路の円滑化を推進していく。

エ IT化の推進による安全で快適な道路交通環境の実現

〔警察本部〕

道路交通のIT化による交通安全と円滑を確保するため、交通情報提供情報装置(光ビーコン)の整備等を推進する。

オ 道路交通環境整備への住民参加の促進

〔国土交通省三重河川国道事務所、紀勢国道事務所〕

道路利用者が日常感じている意見について、「標識BOX」「道の相談室」等を活用し道路交通環境に反映する。

〔国土交通省北勢国道事務所〕

名阪国道の『安全安心』を目指し『名阪国道の安全安心走行を考える懇談会』を開催し、意見交換を重ね、さらなる対策推進に向け交通事故の減少を図る。

| 計 画 の 内 容 | |
|---|--|
| <p>〔警察本部〕</p> <p>地域住民や道路利用者の主体的な参加の下に、交通安全施設等の点検を行う交通安全総点検を推進するとともに、道路利用者が日常感じている意見について、「標識BOX」等を活用して道路交通環境の整備に反映する。</p> <p>カ 連絡会議等の活用</p> <p>〔国土交通省三重河川国道事務所、北勢国道事務所、紀勢国道事務所、警察本部〕</p> <p>「三重県道路交通環境安全推進連絡会議」等を活用し、学識経験者のアドバイスを受けつつ施策の企画、評価、進行管理等について協議を行い、着実に安全な道路交通環境の実現を図る。</p> | |

第1章 道路交通の安全

| 項 目 | 1 道路交通環境の整備 | 種 別 | (4) 効果的な交通規制の推進 (P25) | |
|--------------------|---|-----|--------------------------|--|
| 実施機関 及び 実施方針 | <p>〔警察本部〕</p> <p>道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図るため、交通流・量の状況等、地域の実態に応じた効果的な交通規制、交通安全施設の整備を行う。</p> | | 主な関係 機関・団体 | |

| 計 画 の 内 容 | |
|--|--|
| <p>ア 地域の特性に応じた交通規制</p> <p>〔警察本部〕</p> <p>幹線道路では、交通流を整序化するための交通規制を、また生活道路では、通過交通を抑制するための交通規制を実施するほか、自転車利用者の安全を確保するための交通規制を強化する。</p> <p>イ 安全で機能的な都市交通確保のための交通規制</p> <p>〔警察本部〕</p> <p>交通の安全と円滑化を図るため、道路の構造、交通安全施設の整備状況、交通の状況を勘案しつつ、速度規制等見直しを推進する。</p> <p>ウ より合理的な交通規制の推進</p> <p>〔警察本部〕</p> <p>交通規制を実施している道路における交通実態を調査・分析し、その結果現場の実態に適合しなくなったと認められる場合には、交通規制の変更、解除等道路環境の整備を図る。</p> | |

第1章 道路交通の安全

| | | | | |
|--|---|----|----------------------------|-------------------------|
| 項目 | 1 道路交通環境の整備 | 種別 | (5) 自転車利用環境の総合的整備 (P26) | |
| 実施機関 及び 実施方針 | 〔警察本部〕 歩行者・自転車・自動車の交通量に応じて、適切な分離を図り、歩行者と自転車の事故等への対策を講じる。 | | 主な関係 機関・団体 | 国土交通省三重河川国道事務所、 県、市町 |
| 計 画 の 内 容 | | | | |
| <p>ア 安全で快適な自転車利用環境の創出</p> <p>〔警察本部〕</p> <p>自転車利用者及び歩行者の安全を確保するため、道路管理者と連携し、自転車道の整備、自転車専用通行帯の設置等の対策を計画的に推進する。</p> | | | | |

第1章 道路交通の安全

| 項目 | 1 道路交通環境の整備 | 種別 | (6) 高度道路交通システムの活用 (P27) | |
|--|--|-----------------------|---|--|
| <p>実施機関 及び 実施方針</p> | <p>〔国土交通省北勢国道事務所〕 安全で円滑な道路交通を確保するため、リアルタイムな渋滞情報 所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供する設備の整備拡充を 行う。</p> <p>〔国土交通省紀勢国道事務所〕 最先端の情報通信技術（IT）等を用いて、人と道路と車とを一 体のシステムとして構築し、渋滞の軽減等の交通の円滑化を通じて 環境保全に寄与することを目的とした高度道路交通システム（ITS） を引き続き推進する。</p> <p>〔警察本部〕 高度道路交通システムを推進するための交通管制センターの高 度化、交通情報収集・提供システムの整備拡充を行う。</p> <p>〔東海総合通信局〕 多様化する道路利用者のニーズに応えるため、道路利用者に対し 必要な道路情報を提供する手段の普及を図ることにより、安全かつ 円滑な道路交通を確保する。</p> | <p>主な関係 機関・団体</p> | <p>中日本高速道路株式会社名古屋 支社津保全・サービスセンター 消防機関</p> | |
| 計 画 の 内 容 | | | | |
| <p>ア 道路交通情報通信システムの整備</p> <p>〔東海総合通信局〕 最先端の情報通信技術を活用して、「人」、「道路」、「車両」を一体のシステムとして構築し、交通事故の防 止交通渋滞の削減、環境に対する負荷の低減を図るため、「VICS」、「ETC」、「DSRC」等、高度道路 交通システムの普及促進を図る。</p> <p>〔警察本部〕 高度道路交通システム（ITS）の活用に必要な交通情報収集提供装置（光ビーコン）、ITVの整備拡充を推進 する。</p> <p>イ 新交通管理システムの推進</p> <p>〔警察本部〕 交通管制システム（UTMS）については、平成24年度に整備した現場急行支援システム（FAST）の効果検 証を行う。</p> | | | | |

計 画 の 内 容

ウ 交通事故防止のための安全運転支援システムの推進

〔警察本部〕

交通管制システムの高度化及び交通情報収集・提供装置の整備・拡充を推進する。

オ 道路運送事業に係る高度情報化の推進

〔警察本部〕

環境に配慮した安全で円滑な自動車の運行を実現するため、公共交通機関の利用促進や物流の効率化を推進する。

第1章 道路交通の安全

| 項目 | 1 道路交通環境の整備 | 種別 | (7) 交通需要マネジメントの推進 (P28) | |
|---|--|-----------------------|----------------------------|--|
| <p>実施機関 及び 実施方針</p> | <p>〔中部運輸局三重運輸支局〕 鉄道、バスをはじめとする公共交通機関を維持・確保・改善するための施策やコミュニティバスの導入を推進する。 さらに、鉄道・バス事業者による運行の見直し、乗り継ぎ改善等の取組により、シームレスな公共交通の実現を図り、パークアンドライド駐車場や自転車道、駅前広場等を整備することで、利便性を向上させる。</p> <p>〔三重県交通政策課〕 交通事業者等が運行するバス路線に対し、補助を行い、生活交通の確保維持に努める。 鉄道事業者等が行う安全性の向上やサービス改善のための鉄道施設整備等を支援する。 バスの維持については、国の動向に注視しながら、公共交通のあり方や各主体の役割分担等についての検討を踏まえ、県内公共交通ネットワーク化を進め、利用者の利便性の向上を図る。</p> | <p>主な関係 機関・団体</p> | <p>市町、交通事業者、鉄道事業者</p> | |
| 計 画 の 内 容 | | | | |
| <p>ア 公共交通機関利用の促進</p> <p>〔中部運輸局三重運輸支局〕 地域の公共交通機関の維持・確保・改善のため、地域特性や実情に応じた最適な地域間生活交通ネットワークと、同ネットワークに密接な生活交通の構築に向け、地域の多様な関係者を構成員とした協議会への参画を通じ、一体的かつ継続的な支援を行っていく。</p> <p>〔三重県交通政策課〕</p> <p>(7) 地域の公共交通は地域で創り、守り、育てるとの意識を醸成し、公共交通の維持や利用促進を図った。 (イ) 公共交通（主にバス交通）の維持・確保のため、必要な補助を行うとともに、県内公共交通ネットワーク化を進め、利便性の向上を図る。</p> | | | | |

第1章 道路交通の安全

| 項目 | 1 道路交通環境の整備 | 種別 | (8) 災害に備えた道路交通環境の整備 (P29) | | | | | | | |
|--|--|---------------|------------------------------|--|-----------|-----------|------|--|--------|------|
| 実施機関 及び 実施方針 | <p>[国土交通省北勢国道事務所、紀勢国道事務所] 地震、豪雨、豪雪等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図る。</p> <p>[三重県道路建設課] 震災時における地域の孤立を防ぎ、救助・救援活動や生活復興の基盤となる道路整備を引き続き推進する。</p> <p>[三重県道路管理課] 豪雨及び地震等の災害に備え、平成8年度及び平成9年度に実施した道路防災総点検結果を基に、災害発生危険箇所の解消を重点的に行い、道路交通安全の向上を図る。</p> <p>[警察本部] 災害発生時において、道路の被災状況や道路交通情報を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧対策のため必要となる緊急交通路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供等に資するため、車両感知器等、道路交通に関する情報提供装置の整備を推進する。</p> | 主な関係 機関・団体 | 市町 | | | | | | | |
| 計 画 の 内 容 | | | | | | | | | | |
| <p>ア 災害に備えた道路の整備</p> <p>[国土交通省北勢国道事務所]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 津波に備え内陸部のバイパス（北勢バイパス）整備を推進する。 ○ 橋梁補強・道路斜面等の防災対策を実施する。 <p>[国土交通省紀勢国道事務所]</p> <ul style="list-style-type: none"> (7) 地震・津波等の災害発生時に、避難場所等となる「防災拠点施設」「道の駅」について防災時の拠点としての整備を実施する。 ○ 道の駅「海山」 (4) 大規模地震発生時に予想される津波浸水想定区間に、簡易情報板を整備し緊急時の活用を図る。 <p>[三重県道路建設課]</p> <p>大規模災害の発生時に、円滑な救助・救援活動や緊急物資の交通（輸送）手段の確保、生活復興の基礎となる緊急輸送道路の整備と緊急輸送道路内にある橋梁の耐震対策を引き続き推進する。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;"><実施予定箇所数></td> <td style="width: 30%;">緊急輸送道路の整備</td> <td style="width: 40%;">40箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>橋梁耐震対策</td> <td>44箇所</td> </tr> </table> | | | | | <実施予定箇所数> | 緊急輸送道路の整備 | 40箇所 | | 橋梁耐震対策 | 44箇所 |
| <実施予定箇所数> | 緊急輸送道路の整備 | 40箇所 | | | | | | | | |
| | 橋梁耐震対策 | 44箇所 | | | | | | | | |

計 画 の 内 容

〔三重県道路管理課〕

緊急輸送道路上の災害発生危険箇所において災害防除事業を推進し4箇所の対策を完了する。

イ 災害に強い交通安全施設等の整備

〔国土交通省紀勢国道事務所〕

地震、豪雨、豪雪等による災害発生時の停電に起因するCCTV、道路交通情報板の機能停止による混乱を防止するため予備電源を整備し無停電化を推進する。

〔警察本部〕

(7) 地震、豪雨、津波等による災害が発生した場合においても安全な道路交通を確保するため、既設の交通情報板、監視カメラを有効活用するとともに、情報収集提供装置、監視用テレビ等の整備を推進する。

(イ) 災害発生時の停電に起因する信号機の機能停止による混乱を防止するため、既設の可搬式発電機を有効活用するとともに、その必要な整備を推進する。

ウ 災害発生時における交通規制

〔国土交通省紀勢国道事務所〕

津波警報等発令時における、津波浸水想定区間への車両の流入に対して交通規制を実施する事に関し、交通管理者及び自治体と協議を進める。

〔警察本部〕

災害発生時は、必要に応じて緊急交通路を確保し、それに伴う混乱を最小限に抑えるため、災害対策基本法による通行禁止等の交通規制を的確かつ迅速に行い、また、信号制御により、被災地への車両の流入を抑制するとともに、迂回指示・広報を行い、あわせて災害の状況や交通規制等に関する情報を提供するため、交通情報収集提供装置（光ビーコン）等の整備を推進する。

エ 災害発生時における情報提供の充実

〔国土交通省北勢国道事務所〕

道路の防災状況や交通状況を迅速・的確に収集し、道路利用者へ情報提供を行う。

- 道路情報提供装置の整備（更新、無停電化）

〔警察本部〕

災害発生時における交通渋滞情報等の道路交通法情報を迅速・的確に収集・提供するため、老朽化した監視用カメラを更新するほか、情報収集提供装置（光ビーコン）等の整備を推進する。

- 交通情報収集・提供装置の整備状況（平成25年3月末日現在）

| 交通情報収集装置 | | 交通情報提供装置 | |
|-----------------|--------|----------|-------|
| 機 種 名 | 設 置 数 | 機 種 名 | 設 置 数 |
| テレビカメラ | 31基 | 交通情報板 | 35基 |
| 車両感知器 | 3,040基 | 小型情報板 | 4基 |
| 情報収集提供装置（光ビーコン） | 613基 | 旅行時間情報板 | 10基 |

第1章 道路交通の安全

| | | | | |
|---|---|---------------|--------------------------|--|
| 項目 | 1 道路交通環境の整備 | 種別 | (9) 総合的な駐車対策の推進 (P30) | |
| 実施機関 及び 実施方針 | 〔警察本部〕 駐車秩序の維持と交通の安全と円滑を図るため、計画的に個々の交通実態等を踏まえた、きめ細かな駐車規制の見直しを行い、より良好な駐車秩序の確立を図る。 | 主な関係 機関・団体 | 市町 | |
| 計 画 の 内 容 | | | | |
| <p>ア 秩序ある駐車場の推進 〔警察本部〕 交通環境等の変化に伴い、より良好な駐車秩序を確立するため、時間曜日、季節等による交通流・量の変化等の時間的視点と、道路の区間ごとの交通環境や道路構造の特性等の場所的視点の両面から現行規制の見直しを行い、駐車場の効用にも十分配慮して、個々の時間及び場所に応じたきめ細かな駐車規制を推進する。</p> <p>イ 違法駐車対策の推進 〔警察本部〕</p> <p>(7) 放置車両確認事務の民間委託により、違法駐車取締り力を確保し、地域住民の意見要望等を踏まえ、地域の実態に応じた取締り活動ガイドラインによるメリハリを付けた取締りを推進するとともに、道路交通環境等当該現場の状況を勘案した上で必要があると認められる場合は、取締り活動ガイドラインの見直し等適切に対応する。</p> <p>(4) 平成18年6月施行の新たな駐車法制により、四日市南警察署、津警察署及び松阪警察署において放置車両の確認事務の民間委託を実施し、積極的に違法駐車車両の排除を行う。</p> <p>(7) 民間委託を行わない警察署においては、駐車違反取締り重点地区において、悪質性、危険性、迷惑性の高い駐車違反を重点的に取締りを推進する。</p> <p>(1) 運転者責任を追及できない放置車両について、当該車両の使用者に対する放置違反金納付命令及び繰り返し放置違反金納付命令を受けた使用者に対する使用制限命令の積極的な活用を図り、使用者責任を強力に追及する。他方、交通事故の原因となった違反や常習的な違反等悪質な駐車違反については、運転者の責任追及を徹底する。</p> <p>エ 違法駐車締め出し気運の醸成・高揚 〔警察本部〕 違法駐車排除及び自動車の保管場所の確保等に関し、広報啓発活動を行うとともに、地域交通安全活動推進委員の積極的な活用等を図り、違法駐車締め出し気運の醸成・高揚を図る。</p> <p>オ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進 〔警察本部〕 現行の駐車規制の点検や見直し、違法駐車取締り等、ハード・ソフト一体となった総合的な駐車対策を推進する。</p> | | | | |

第1章 道路交通の安全

| | | | | |
|--------------------|---|----|-------------------------|--------------|
| 項目 | 1 道路交通環境の整備 | 種別 | (10) 道路交通情報の充実 (P32) | |
| 実施機関 及び 実施方針 | <p>[国土交通省三重河川国道事務所、紀勢国道事務所] IT化の推進による安全で快適な道路交通環境の実現を図る。</p> <p>[警察本部] リアルタイムで高度な交通情報を提供するため、交通管制センター機能の一層の高度化を図り、道路利用者のニーズに対応する効果的な交通規制の運用を推進する。</p> <p>[東海総合通信局] 多様化する道路利用者のニーズに応えるため、道路利用者に対し必要な道路情報を提供する手段の普及を図ることにより、安全かつ円滑な道路交通を確保する。</p> | | 主な関係 機関・団体 | 日本道路交通情報センター |

計 画 の 内 容

ア 情報収集・提供体制の充実

[国土交通省三重河川国道事務所]

道路情報提供装置の更新を実施する。

[警察本部]

(7) 交通情報収集装置の整備

道路交通情報を的確に収集するため、老朽化した監視用カメラを更新する等の整備を推進する。

(イ) 交通情報提供装置の整備

道路交通情報を迅速・的確に提供するため、情報収集提供装置（光ビーコン）等の整備を推進する。

○ 交通情報収集・提供装置の整備状況（平成25年3月末日現在）

| 交通情報収集装置 | | 交通情報提供装置 | |
|-----------------|--------|----------|-----|
| 機種名 | 設置数 | 機種名 | 設置数 |
| テレビカメラ | 31基 | 交通情報板 | 35基 |
| 車両感知器 | 3,040基 | 小型情報板 | 4基 |
| 情報収集提供装置（光ビーコン） | 613基 | 旅行時間情報板 | 10基 |

[東海総合通信局]

(7) 路側通信システムの普及促進

カーラジオを活用した中波（1620KHz, 1629KHz）の電波により、ドライバーに交通情報等を迅速に提供が可能な路側通信システムの普及促進を図る。

計 画 の 内 容

(イ) コミュニティ放送局の普及促進

カーラジオ等のFMラジオを通じて、地域住民や観光客等へのきめ細かな道路交通情報の提供が可能なコミュニティ放送局の普及促進を図る。

イ 高度道路交通システム（ITS）を活用した道路交通情報の高度化

〔警察本部〕

交通管制システム（UTMS）構想に基づき交通管制システムの充実等の推進を図る。

ウ 適正な道路交通情報提供事業の促進

〔警察本部〕

情報収集提供装置（光ビーコン）等によって収集した道路交通情報及び民間事業者等から収集した道路交通情報による正確かつ適切な道路交通情報の提供を推進する。

第1章 道路交通の安全

| 項目 | 1 道路交通環境の整備 | 種別 | (11) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備 (P33) | |
|--|--|-----------------------|-------------------------------|--|
| <p>実施機関 及び 実施方針</p> | <p>〔国土交通省三重河川国道事務所、北勢国道事務所、紀勢国道事務所〕 道路の使用及び占用の適正化を実施・指導、気象等基準値による危険箇所の交通規制、道路との関係において必要とされる車両の寸法、重量等の最高限度を超える車両の通行の禁止又は制限に対する違反を防止するため、指導取締りの推進を図る。</p> <p>〔三重県道路管理課〕 豪雨、台風、積雪等の異常気象時において、落石、崩落土等の恐れがあり、道路の通行が危険である箇所を含む相当の区間を異常気象時通行規制区間として、道路通行規制基準を定め、豪雨等の異常気象時に事前通行規制を実施して交通の安全を図る。</p> <p>〔警察本部〕 工作物の設置、工事等の道路使用については、安全で円滑な道路交通を確保するための適正な許可を行うとともに、道路使用許可条件の履行、原状回復を確実に行わせ、良好な交通環境の維持を図る。</p> | <p>主な関係 機関・団体</p> | <p>市町</p> | |
| 計 画 の 内 容 | | | | |
| <p>ア 道路の使用及び占用の適正化等</p> <p>〔国土交通省三重河川国道事務所、北勢国道事務所、紀勢国道事務所〕 道路使用、占用の適正化を確保するほか、不法占用物件の是正や、道路の無秩序な掘り返し等の道路の安全で円滑な使用を阻害する行為並びに物件に対する排除等の実施や指導を行う。</p> <p>〔警察本部〕</p> <p>(7) 道路使用許可に当たっては、道路環境、交通量、交通規制等の諸条件を総合的に勘案し、道路における危険の防止及び交通の安全と円滑の確保に配慮した適正な運用に努める。</p> <p>また、オープンカフェの設置、地域活性化等を目的とするイベント、映画、ロケーション等に係る道路使用の許可に当たっては、地域住民等の要望を勘案しつつ、許可申請に係る行為の公益性、交通への影響、地域住民、道路利用者等の合意形成の状況等を総合的に判断し、より弾力的な運用を行う。</p> <p>(4) 道路使用許可申請の受理にあたり、申請が公益性、必要性のあるものか否かの審査を徹底し、道路の有効性の確保と道路における危険防止のため、必要な条件を適切に付すとともに、「交通安全活動推進センター」の調査業務を徹底させ、道路使用の適正化を図る。</p> | | | | |

計 画 の 内 容

エ 道路法に基づく通行の禁止又は制限

〔国土交通省三重河川国道事務所〕

◎ 通行規制区間及び規制基準

| 路線名 | 規制区間 | | | 気象条件 | | | 危険内容 |
|-----|-----------------------------|------------|-------------|-----------------|-------------------------|-------------|-------------------|
| | 区 間 | 距離標 | 延長 | 交通量 | 気象等基準値 | 気象観測所 | |
| 1 | 三重県亀山市関町沓掛 ~ 滋賀県甲賀市土山町山中 | 429.3 | 4.6 (km) | 13,694 (台/日) | 連続雨量 180mm (通行止め) | テレメータ 坂下 | 落石 法面崩落 沢崩れ |
| | | ~ 433.9 | | | | | |

【積載車両等(特殊車両)の指導取締り ~ 取締り回数 10回】

〔国土交通省北勢国道事務所〕

◎ 通行規制区間及び規制基準

| 路線名 | 規制区間 | | | 気象条件 | | | 危険内容 |
|-----|---------------------------|-----|--------------|------|-------------------------|-------|-------------------|
| | 区 間 | 距離標 | 延長 | 交通量 | 気象等基準値 | 気象観測所 | |
| 25 | 三重県亀山市関町萩原 ~ 三重県伊賀市柘植町 | | 14.1 (km) | | 連続雨量 200mm (通行止め) | | 落石 法面崩落 沢崩れ |
| | | | | | | | |

【積載車両等(特殊車両)の指導取締り ~ 取締り回数 8回】

〔国土交通省紀勢国道事務所〕

◎ 通行規制区間及び規制基準

| 路線名 | 規制区間 | | | 規制条件 | | 危険内容 |
|-----|--|------------|------------|---------------|--------------|-------------------|
| | 区 間 | 距離標 | 延長 (km) | 気象等基準値(通行止め) | 気象観測 | |
| 42 | 三重県度会郡大紀町大内山 ~ 三重県北牟婁郡紀北町 紀伊長島区東長島 | 178.9 | 3.5 | 連続雨量 250mm | テレメータ 荷坂 | 落石 法面崩落 沢崩れ |
| | | ~ 182.4 | | | | |
| 42 | 三重県尾鷲市大字南浦 ~ 三重県熊野市飛鳥町大又 | 215.6 | 11.4 | 連続雨量 300mm | テレメータ 弓山 | 落石 法面崩落 沢崩れ |
| | | ~ 227.0 | | | | |
| 42 | 三重県熊野市飛鳥町字小阪 ~ 三重県熊野市大泊町字寺道 | 234.7 | 5.5 | 連続雨量 300mm | テレメータ 佐田坂 | 落石 法面崩落 沢崩れ |
| | | ~ 240.2 | | | | |

【※弓山については、実行雨量併用で試行(換算連続雨量280mm)】

| 路線名 | 区 間 | 距離標 | 延長 (km) | 内 容 |
|-----|--|---------------------|------------|---------------------------|
| 42 | 三重県度会郡大紀町大内山 ~ 三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島 区東長島 | 178.9 ~ 182.4 | 3.5 | 災害工事完了により事前通行規制区間の廃止手続き中。 |

【積載車両等(特殊車両)の指導取締り ~ 取締り回数 6回】

〔三重県道路管理課〕

○ 別表 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準による。

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準 1

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準2

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準3

第1章 道路交通の安全

| 項目 | 2 交通安全思想の普及徹底 | 種別 | (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 (P36) | |
|-----------------------------|---|-----------------------|------------------------------|--|
| <p>実施機関 及び 実施方針</p> | <p>〔三重県交通安全・消費生活課〕 交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示15号）に基づき、三重県交通安全研修センター等を活用し、幼児から成人にいたるまで、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を実施する。</p> <p>〔三重県文化振興課、三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護課〕 社会教育、生涯学習活動を通じて、交通安全教育の普及啓発及び充実を図るための環境づくりを進める。</p> <p>〔三重県子育て支援課〕 幼児に対する交通安全教育は、身近な生活における交通安全のルールを理解し、進んでルールを守り、安全に行動できる習慣や態度を身につけることを目標とし、保育所、家庭、地域等の連携を図りながら、計画的かつ継続的に行うことを、新保育所保育指針に沿って実施するよう市町を通じて各保育所に依頼する。</p> <p>〔三重県子どもの育ち推進課〕 地域における児童の遊び場である児童館等において、児童の安全指導の徹底を図るよう市町に依頼する。</p> <p>〔警察本部〕 交通安全教育は、交通社会の一員としての責任と自覚、交通安全意識及び交通マナーの向上のために必要不可欠であり、生涯学習として成長過程にあわせて段階的・体系的に実施する。 また、人優先の交通安全思想の下、高齢者、障がい者に対する思いやりの心を育み、交通事故を起こさない意識の向上を目指す。</p> <p>〔三重県教育委員会事務局生徒指導課〕 幼児をはじめとして、小・中・高等学校の児童生徒に対する交通安全教育を、自他の生命尊重という基本理念にたって、児童生徒の心身の発達段階や地域の実情に応じて実施する。 学校、家庭、地域社会の連携をはかりながら、交通社会の一員として、自己の安全のみならず、他の人々の安全の貢献できる健全な社会人を育成することを目的として、身近な交通環境における様々な危険に気づき、常に的確な判断のもとに安全に行動できる実践的な態度や能力を養う。</p> | <p>主な関係 機関・団体</p> | <p>市町、交通関係機関・団体</p> | |

計 画 の 内 容

ア 幼児に対する交通安全教育の推進

〔三重県交通安全・消費生活課〕

- (7) 交通安全母の会等の交通安全組織と協力し、家庭における交通安全教育や街頭指導等を推進する。
- 交通安全メッセージ活動の実施（5月～3月）
 - 交通安全指導者講習会の実施（5月30日、10月中旬）
 - 交通安全教室の実施（8月）
 - 交通安全学習フェスタでの母の会コーナーの設置（10月下旬）
- (イ) 三重県交通安全研修センターを活用した参加・体験・実践型の交通安全教育（基本的な交通ルール等）を推進する。また、教職員等に対する交通安全指導者研修を実施する。

〔三重県文化振興課、三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護課〕

交通安全教育推進のための環境づくりを進める。

- 交通安全教育に関する図書の充実と利用促進
- 視聴覚ライブラリーの交通安全教育教材の充実と利用促進
- 関係施設における交通安全に関するポスター等の掲示による啓発

〔三重県子育て支援課〕

新保育所保育指針に基づいた交通に関する安全点検を実施し、その情報を保育所全職員で共有するとともに、日常的に実施する散歩の経路などにおいて、子どもたちに交通マナーが身につくよう市町を通じ保育所に依頼する。

〔警察本部〕

- (7) 幼稚園、保育所、家庭、地域等と連携し、交通安全教育指針に従った交通安全教育を実施する。
- (イ) 紙芝居、人形劇、腹話術、ゲーム等の視聴覚に訴える教材を取り入れ、幼児の特性に応じた交通安全教育を実施する。
- (ウ) 地域における交通安全教育を計画的かつ継続的に推進していくため、幼児交通安全クラブ、交通安全母の会等の組織の自主活動を促進する。

〔三重県教育委員会事務局生徒指導課〕

教育活動全般における交通安全指導を展開する。

- 警察や関係機関の協力による交通安全講話や交通安全教室の実施
- 幼児の発達段階に応じた交通安全教育の実施

イ 児童に対する交通安全教育の推進

〔三重県交通安全・消費生活課〕

- (7) 交通安全母の会等の交通安全組織を通じて、家庭における交通安全教育や街頭指導等を推進する。
（幼児に対する交通安全教育の推進と同じ。）
- (イ) 三重県交通安全研修センターを活用した参加・体験・実践型の交通安全教育（基本的な交通ルール等）を推進する。また、教職員等に対する交通安全指導者研修を実施する。

計 画 の 内 容

〔三重県文化振興課、三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護課〕

(幼児に対する交通安全教育の推進と同じ。)

〔三重県子どもの育ち推進課〕

県内児童館の相互連携を行う。「三重県児童館連絡協議会」に対し各児童館への児童の交通安全指導徹底の周知依頼を実施し、児童の交通安全指導について徹底を図る。

〔警察本部〕

- (ア) 児童の心身の発達段階を十分考慮して、指導目標を明確化するとともに、学校や自宅周辺の道路における事故実態や危険箇所を取り上げるなど、児童自身に問題意識をもたせる交通安全教育を実施する。
- (イ) 家庭における交通安全について話し合い等が行われ、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践が習慣付けられるための広報啓発活動等を推進するとともに、交通安全母の会、交通少年団等の地域における自主的な交通安全活動の促進を図る。
- (ウ) 交通安全子ども自転車大会（7月2日）の開催を通じて、児童の交通安全に対する関心と自転車の安全利用に対する意識の高揚を図り、交通ルールと安全技能の習得により、交通事故防止を図る。

〔三重県教育委員会事務局生徒指導課〕

- (ア) 登下校等における交通安全指導を実施する。
 - 各学校等において、継続的に登下校時の交通安全指導を実施
 - PTAと連携した登下校時の交通安全指導の実施
 - 学校安全ボランティア（スクールガード）による見守り活動
- (イ) 教育活動全般における交通安全指導を展開する。
 - 警察や関係機関の協力による交通安全講話や交通安全教室の実施
 - 児童の発達段階に応じた交通安全教育の実施
 - 学級活動における交通安全指導の実施
 - 小学校の教職員を対象とした三重県教育委員会主催の「交通安全教室講習会」の実施(5月4会場)
- (ウ) 関係機関からの依頼を受けて、交通安全啓発用パンフレット等や下敷き等を配付する。
- (エ) 教育委員会、道路管理者、警察の三者による緊急合同点検結果を踏まえ、危険箇所の対策について、各小学校(特別支援学校)において、未対策箇所について引き続き、通学経路の見直し、通学方法の工夫等対策を講じさせ、通学路等の安全確保に努める。
- (オ) 通学路の安全確保を図るため、通学路安全対策アドバイザーを対策未定箇所の多い市町や学校に派遣し、関係機関地連携して総合的に通学路の安全対策を推進する。【通学路の安全対策の推進】

ウ 中学生に対する交通安全教育の推進

〔三重県交通安全・消費生活課〕

三重県交通安全研修センターを活用した参加・体験・実践型の交通安全教育（自転車の乗り方等）を推進する。
また、教職員等に対する交通安全指導者研修を実施する。

〔三重県文化振興課、三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護課〕

(幼児に対する交通安全教育の推進と同じ。)

計 画 の 内 容

〔警察本部〕

- (7) 通学等のため自転車を利用する機会が多いことから、交通ルール、マナーの理解と実践を目的とした交通安全教育を実施する。
- (イ) 歩行者及び自転車の利用者として必要な知識・技能を習得させ、自分だけでなく、周囲の安全にも配慮できるよう、関係機関・団体、学校等と連携した交通安全指導を推進する。

〔三重県教育委員会事務局生徒指導課〕

- (7) 登下校等における交通安全指導を実施する。
 - 各学校等において、継続的に登下校時の交通安全指導を実施
 - P T Aと連携した登下校時の交通安全指導の実施
 - 学校安全ボランティア（スクールガード）による見守り活動
- (イ) 教育活動全般における交通安全指導を展開する。
 - 警察や関係機関の協力による交通安全講話や交通安全教室の実施
 - 生徒の発達段階に応じた交通安全教育の実施
 - 学級活動やホームルームにおける交通安全指導の実施
- (ウ) 関係機関からの依頼を受けて、交通安全啓発用パンフレット等を配付する。

エ 高校生に対する交通安全教育の推進

〔三重県交通安全・消費生活課〕

交通社会の一員としての自覚と責任、二輪車の特性、交通事故の場合の措置（応急救護措置の必要性）等について、三重県交通安全研修センターを活用し、参加・体験・実践型の交通安全教育（二輪車の乗り方等）を推進する。
さらに、教職員等に対する交通安全指導者研修を実施する。

〔三重県文化振興課、三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護課〕

（幼児に対する交通安全教育の推進と同じ。）

〔警察本部〕

自転車利用者、運転免許取得者として必要な知識・技能を習得させるとともに、交通社会の一員として責任を持った行動ができるよう学校と連携した参加・体験・実践型の講習会等の開催に努め、交通ルールと交通マナーの向上等を図る。

〔三重県教育委員会事務局生徒指導課〕

- (7) 登下校等における交通安全指導を実施する。
 - 各学校等において、継続的に登下校時の交通安全指導を実施
 - P T Aと連携した登下校時の交通安全指導の実施
- (イ) 教育活動全般における交通安全指導を展開する。
 - 警察や関係機関の協力による交通安全講話や交通安全教室の実施
 - 生徒の発達段階に応じた交通安全教育の実施
 - 学級活動やホームルームにおける交通安全指導の実施

計 画 の 内 容

(ウ) 関係機関からの依頼を受けて、交通安全啓発用パンフレット等を配付する。

オ 成人に対する交通安全教育の推進

[三重県交通安全・消費生活課]

三重県交通安全研修センターを活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。

[三重県文化振興課、三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護課]

(幼児に対する交通安全教育の推進と同じ。)

[警察本部]

- (ア) すべての交通参加者が生涯学習の一環として交通安全に必要な技能及び知識を習得することを目標に、単なる交通ルールの説明に終わることなく、危険予測、危険回避能力の向上を図るための手法及び各種機材を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。
- (イ) 安全運転管理者に対する法定講習を始めとする各種講習・研修会の充実を図り、事業所の自主的な交通事故防止活動を推進する。
- (ウ) 四輪及び二輪免許取得者の交通マナー、安全運転意識の向上のために、自動車教習所、三重県交通安全研修センター等と連携した交通安全教育を実施する。

カ 高齢者に対する交通安全教育の推進

[三重県交通安全・消費生活課]

- (ア) 老人クラブ等のシルバーリーダーに対する連絡会議を開催し、交通安全活動に必要な指導方法や情報提供等を行う。
 - 各地域防災総合事務所、地域活性化局の所轄署単位で実施。
四日市 3会場、紀北 1会場、他の県地域機関は 2会場 各1回実施する。
- (イ) 交通安全活動指導員育成研修を実施する。(シルバーリーダーとして必要な知識を学ぶ)
 - 場所：県内18指定自動車学校
 - 実施時期：平成25年9月11日から10月31日までの1日(研修時間150分)
 - 交通安全講習受講者数 360 人
- (ウ) 三重県交通安全研修センターを活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。

[三重県文化振興課、三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護課]

(幼児に対する交通安全教育の推進と同じ。)

[警察本部]

- (ア) 高齢者自身が、加齢に伴う身体機能の変化に関する理解を深め、交通安全に関する基本的行動の習慣を身に付けるための参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に実施する。
- (イ) 高齢運転者標識の表示の促進を図り、高齢運転者の保護と安全運転意識の高揚を図る。
- (ウ) 関係機関・団体等と連携して、高齢者交通安全教室等の開催、社会活動、福祉活動等各種会合における交通安全教育を実施するほか、高齢者宅に対する訪問指導を実施し、高齢者の交通安全思想の普及を図る。
 - 高齢者交通安全教育ステップアップ事業の推進

計 画 の 内 容

高齢者の居住実態・事故発生状況等に応じた効果的な高齢者対策を推進するため、対策の必要な地域をステップアップ地区に指定し、関係機関・団体による総合的な交通安全教育体制を構築し、地域ぐるみの交通安全教育・広報啓発活動等の諸対策を重点的に推進する。

○ 高齢者交通安全アドバイザー制度

地域に密着した高齢者の交通事故防止対策を推進するため、交通安全協会と協力して「高齢者交通安全アドバイザー」を委嘱し、地域における高齢者に対する交通安全教育及び街頭指導を実施する。

○ 高齢ドライバー安全運転大会

高齢ドライバーによる交通事故防止を目的として、関係機関・団体と連携し、指定自動車教習所の施設及び機器を活用した運転技能、交通法規に関する競技会及び運転適性検査機による運転診断を行うことにより加齢に伴う身体機能、運動機能の変化を認識してもらい、安全運転意識の高揚を図る。

○ シルバー交通安全指導者育成

交通事故死者の半数以上を占める高齢者の事故防止を目的に、地域で高齢者に対する指導のできる者の育成を行う。

○ 「高齢者の交通安全の日（セーフティー・シルバー・デー）」の設定

毎月21日を「セーフティー・シルバー・デー」に設定し、関係機関・団体、地域住民と連携した保護誘導活動、交通安全教育を実施する。

キ 障がい者に対する交通安全教育の推進

〔三重県交通安全・消費生活課〕

三重県交通安全研修センターを活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。

〔三重県文化振興課、三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護課〕

（幼児に対する交通安全教育の推進と同じ。）

〔警察本部〕

(ア) 交通安全のために必要な知識及び技能の習得のため、福祉活動等の機会を利用して、きめ細かい交通安全教育を実施する。

(イ) 障がい者に付き添う介護者等に対し、障がい者を保護する立場にある者として交通安全教育を実施する。

(ウ) 歩行者、車椅子利用者、電動車椅子の利用者等の態様に応じた交通安全教育を実施する。

ク 外国人に対する交通安全教育の推進

〔三重県交通安全・消費生活課〕

三重県交通安全研修センターを活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。

〔三重県文化振興課、三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護課〕

（幼児に対する交通安全教育の推進と同じ。）

〔警察本部〕

(ア) 基本的な交通ルール普及のための交通安全教育を推進する。

(イ) 歩行者、自転車利用者、運転者向けの外国語によるパンフレット等を作成し、基本的な交通ルール、交通事故時の対処方法等に関する知識等を習得するための交通安全教育を実施する。

(ウ) 外国語の交通安全運動用ポスター、チラシを作成し、外国人に対する交通安全運動の周知及び参加促進を図る。

第1章 道路交通の安全

| 項目 | 2 交通安全思想の普及徹底 | 種別 | (2) 効果的な交通安全教育の推進 (P40) | |
|---|---|---------------|----------------------------|--|
| 実施機関 及び 実施方針 | <p>〔三重県交通安全・消費生活課〕</p> <p>幼児から高齢者にいたる幅広い年齢層に対応した体系的な交通安全教育を行う三重県交通安全研修センターを活用した交通安全教育を実施する。</p> <p>〔警察本部〕</p> <p>受講者が交通安全に必要な知識及び技能を確実に習得できるよう、交通安全教育用資機材を有効活用し、交通事故実態に即した参加・体験・実践型の教育手法を積極的に取り入れる。</p> | 主な関係 機関・団体 | 市町、交通関係機関・団体 | |
| 計 画 の 内 容 | | | | |
| <p>ア 参加・体験・実践型教育の推進等</p> <p>〔三重県交通安全・消費生活課〕</p> <p>対象に応じた交通安全教育DVD等を充実させ、交通関係機関・団体に貸し出しを行う。</p> <p>〔警察本部〕</p> <p>(7) 交通情報総合管理システムを活用し、交通事故の実態を的確かつ詳細に分析し、得られた結果に即したきめ細かな交通安全教育を実施する。</p> <p>(イ) 対象に応じた効果的な交通安全教育を実施するため、能力を有する交通安全教育指導者の養成に努める。</p> <p>イ 三重県交通安全研修センターの活用</p> <p>〔三重県交通安全・消費生活課〕</p> <p>三重県交通安全研修センターを活用し、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。</p> <p>○ 運営方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加・体験・実践型による体系的かつ効果的な研修の実施 ・ 地域や職場等の交通安全教育指導者の養成・資質向上を図る研修の実施 ・ 遠隔地への出前研修の実施 ・ 交通安全に関する情報等の収集・分析と発信 <p>○ 目標数値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指導者養成・資質向上講座受講者数 1,000人 ・ 団体研修受講者数 6,000人 ・ 一般利用者数 43,000人 ・ 研修により行動変容・意識変容があったと回答した受講者の割合 100% | | | | |

第1章 道路交通安全

| 項目 | 2 交通安全思想の普及徹底 | 種別 | (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 (P 4 1) | |
|--|---|-----------------------|--------------------------------------|--|
| <p>実施機関 及び 実施方針</p> | <p>〔三重県交通安全・消費生活課〕 県民一人ひとりに広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進する。</p> <p>〔警察本部〕 高齢者の死者が約半数を超え、飲酒運転による死亡事故も後を絶たないことから、交通安全運動をはじめとしたあらゆる機会を通じて交通安全に関する広報啓発活動を展開することで、交通安全思想の普及徹底を図る。</p> | <p>主な関係 機関・団体</p> | <p>中部運輸局三重運輸支局、市町、 交通関係機関・団体</p> | |
| 計 画 の 内 容 | | | | |
| <p>ア 交通安全運動の推進</p> <p>〔三重県交通安全・消費生活課〕 三重県交通対策協議会の構成機関・団体が相互に連携して、交通安全運動を組織的・継続的に展開する。</p> <p>(ア) 期間を定めて行う運動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県民運動 思いやりとゆずりあい^{みえ}で交通事故をなくす年間運動 <ul style="list-style-type: none"> ・ 期間 1月1日から12月31日 ・ スローガン ゆずりあう 心が三重^{みえ} 道が好き ~安全は あなた自身の 心がけ~ ・ 重点目標 <ul style="list-style-type: none"> 高齢者の交通事故防止 子どもの交通事故防止 自転車の安全利用の促進 全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底 飲酒運転の根絶 薄暮時の早めのライト点灯推進 反射材の普及 若年運転者の交通事故防止 違法・迷惑駐車^{ゼロ}の追放 ・ 春の全国交通安全運動 4月 6日から 4月15日 ・ 夏の交通安全県民運動 7月11日から 7月20日 ・ 秋の全国交通安全運動 9月21日から 9月30日 ・ 年末の交通安全県民運動 12月11日から12月20日 ・ 無事故・無違反チャレンジ123 7月1日から10月31日 ・ 夕暮れ時、ちょっと早めのライトオン運動 10月1日から12月31日 (イ) 日を定めて行う運動 <ul style="list-style-type: none"> ○ 三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす推進運動の日 12月1日 ○ 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日、9月30日 ○ 交通安全の日 毎月11日 | | | | |

計 画 の 内 容

- 高齢者の交通安全の日（セーフティー・シルバー・デー） 毎月21日
- 自転車安全対策強化日（セーフティー・バイクル・デー） 毎月第一月曜日
- （ウ）交通安全広報の推進
 - 四季の交通安全運動実施中に、懸垂幕、横断幕、登り旗等の掲出
 - ポスター、チラシ等の掲示・配布
 - テレビ、ラジオ、新聞等のマスコミを活用した広報の実施

〔警察本部〕

四季の交通安全運動における重点等に沿った対策を積極的に実施し、地域における交通安全思想の普及を図るため、関係機関・団体と連携した広報啓発活動を推進する。

イ 自転車の安全利用の推進

〔三重県交通安全・消費生活課〕

- （ア） 三重県交通安全研修センターの自転車コースや出前先の学校等のグラウンドを利用し、実際に自転車を使い、自転車の点検・整備、自転車の操法、走行上のルールや注意点などについて、必要な知識やマナーを伝えることにより、自転車の安全利用を推進する。
- （イ） 「自転車の正しい乗り方」のチラシを活用し、自転車の交通ルールと交通マナーについて啓発を実施する。

〔警察本部〕

- （ア） 自転車安全対策強化日「セーフティー・バイクル・デー」の設定
毎月第1月曜日を「セーフティー・バイクル・デー」に設定し、関係機関・団体、地域住民と連携し、通勤・通学時間帯における自転車の安全な乗り方指導、自転車を重点とした交通安全教室の開催等の活動を集中的に実施する。
- （イ） 自転車乗用中の交通事故や自転車による迷惑行為を防止するため、「交通の方法に関する教則」や「自転車安全利用五則」を活用した基本的な交通ルールについて広報啓発活動を推進する。
- （ウ） 「自転車指導啓発重点地区・路線」対策等を通じて、自転車が車両であることの正しい認識、交通ルール・マナーの遵守、歩行者保護の精神について、継続的な街頭指導、交通安全教育、広報啓発により自転者の安全利用を推進する。
- （エ） 夜間における事故防止のための前照灯の点灯の徹底及び反射材の取り付け促進を図り、自転車の視認性の向上を図る。
- （オ） 自転車事故の実態やヘルメットの被害軽減効果についての広報啓発活動を推進し、幼児や児童が自転車に乗車する際のヘルメットの着用を促進する。

ウ すべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底

〔中部運輸局三重運輸支局〕

春、秋の交通安全運動、年末年始の輸送等安全総点検において、運送事業者に対するシートベルトの着用について啓発するとともに、街頭によるシートベルト着用調査を実施する。

〔三重県交通安全・消費生活課〕

- （ア） 三重県交通安全研修センターでの参加・体験・実践型の交通安全教育を通じて、シートベルトの正しい着用の徹底を推進する。
 - ・ 〈屋内〉シートベルト・コンビンサーを使つてのシートベルト着用の必要性の学習

計 画 の 内 容

- ・〈屋外〉スキッドコースにおける急制動操作を通じてのシートベルト着用の必要性の学習
- (イ) 年間・四季の交通安全運動をはじめ、各種活動を通じて、シートベルトの着用効果に対する理解と着用の励行について、あらゆる広報媒体を通じて広報啓発を実施し、県民の交通安全意識の高揚を図る。

〔警察本部〕

- (ア) 街頭活動時における指導取締りや各種講習等の機会及び各種広報媒体の活用により、すべての座席におけるシートベルト着用の必要性を訴え、着用の促進を図る。
- (イ) 安全運転管理者講習等の各種交通安全講習において、すべての座席のシートベルト着用に関する安全教育を実施する。
- (ウ) 企業・事業所における自主的なシートベルト着用の気運を高める活動を図ることを目的に「シートベルト着用推進モデル事業所」の指定を拡充する。

エ チャイルドシートの正しい着用方法の徹底

〔三重県交通安全・消費生活課〕

年間・四季の交通安全運動をはじめ、各種活動を通じて、チャイルドシートの着用効果に対する理解と着用の励行について、あらゆる広報媒体を通じて広報啓発を実施し、県民の交通安全意識の高揚を図る。

〔警察本部〕

- (ア) 「チャイルドシート使用推進モデル幼稚園（保育園）」を指定するほか、保育所、保護者等を対象とした交通安全教室等において、交通安全アドバイザー等による幼児の体格に適したチャイルドシートの着用、正しい取付け方等適正な着用方法についての指導を実施する。
- (イ) 街頭活動時における正しい着用及び着用方法の指導に努める。

オ 反射材用品の普及促進

〔三重県交通安全・消費生活課〕

年間・四季の交通安全運動をはじめ、各種活動を通じて、反射材の視認効果、使用方法等についてあらゆる広報媒体を通じて広報啓発を実施し、県民の交通安全意識の高揚を図る。

また、高齢者に対する交通安全指導の際に、実際に反射材を使用してもらい、その効果を実感させるなど体験型交通安全指導を実施する。

〔警察本部〕

夜間における歩行中及び自転車乗車中の交通事故を防止するため、高齢者をはじめ、すべての年齢層を対象として、交通安全教育、街頭指導活動等により、反射材使用に関する広報啓発に努めるとともに、反射材の視認効果、使用方法等についての参加・体験・実践型の交通安全教育を実施し、反射材の普及促進を図る。

- 交通安全“見える・見せる”キャンペーンの実施

カ 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立

〔三重県交通安全・消費生活課〕

- (ア) 平成25年6月に制定された「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例」の施行（7月1日施行、一部は平成26年1月1日）へ向け、関係機関・団体が加盟する三重県交通対策協議会のもとに部会を設置し、基本計画を策定するとともに、規則の制定など必要な準備を行う。

計 画 の 内 容

- (イ) 条例の趣旨の周知と飲酒運転根絶のための広報・啓発をあらゆる広報媒体を活用して実施するとともに、関係機関等と連携して、年間・四季の交通安全運動をはじめ、各種活動を通じて、県民に広く周知する。
- (ウ) 12月1日の「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす推進運動の日」には、三重県交通安全県民大会とあわせ、県民あげて飲酒運転を根絶していくイベントを開催する。

〔警察本部〕

- (ア) ハンドルキーパー運動を推進し、地域、職域における飲酒運転の根絶に向けた機運の醸成を図るほか、「ハンドルキーパー運動推進事業所」や「ハンドルキーパー運動推進店」を指定し、企業・事業所や酒類の販売業者、酒類を提供する飲食店に対する飲酒運転防止のための取組を要請する。
- (イ) 関係機関・団体と連携した飲酒運転の根絶のためのキャンペーンを推進する。
- (ウ) テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディアを活用して飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態等の周知を図る。

キ 効果的な広報の実施

〔三重県交通安全・消費生活課〕

ラジオ、新聞等の広報媒体を活用して、具体的かつ時機を逸さないタイムリーな広報を実施する。

〔警察本部〕

- (ア) 県、市町や関係機関・団体等と連携して各種交通安全キャンペーン等を積極的に展開し、広報啓発活動を実施する。
- (イ) 交通安全思想の普及のために、関係機関・団体と相互協力し、ポスター、チラシ、関係機関・団体発行の広報紙、交番・駐在所だより等による効果的な広報活動を推進する。
- (ウ) テレビ、ラジオ、新聞等のメディアを活用した広報活動を推進する。
- (エ) 道路情報板等の活用による視覚に訴える広報を推進する。

ク その他の普及啓発活動の推進

〔三重県交通安全・消費生活課〕

- (ア) 交通死亡事故が多発した時は、交通死亡事故多発警報（非常事態宣言）を発令し、地域住民に注意を喚起する。
 - 交通死亡事故多発警報
交通事故死者は前年同期+20人以上となったとき、又は知事が交通死亡事故の発生状況などから必要があると認めたとき
 - 交通死亡事故非常事態宣言
交通事故死者は前年同期+30人以上となったとき、又は知事が交通死亡事故の発生状況などから必要があると認めたとき
- (イ) 交通安全活動に対する理解を深め、交通安全意識の高揚を図ることを目的に、交通安全県民大会を開催する。
 - 12月1日 サンヒルズ安濃ハーモニーホール

| 計 画 の 内 容 |
|---|
| (ウ) 交通安全教育用DVD等の貸出 より効果的な交通安全教育に資するため、企業、学校、自治会等を対象としたDVD等の貸し出しを行い、県民の交通安全意識の高揚に努める。 |

第1章 道路交通の安全

| 項 目 | 2 交通安全思想の普及徹底 | 種 別 | (4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進 (P45) | |
|--------------------|---|---------------|-----------------------------------|--|
| 実施機関 及び 実施方針 | 〔三重県交通安全・消費生活課〕 民間団体の交通安全に関する主体的な活動を促進するため、交通安全指導者の養成や諸行事に対する援助、資料の提供等を行う。 | 主な関係 機関・団体 | 中部運輸局三重運輸支局、市町、交通安全母の会 | |

| 計 画 の 内 容 |
|---|
| <p>ア 関係機関・団体と連携した交通安全対策の推進 〔中部運輸局三重運輸支局〕 各自動車関係団体への助言、資料等の提供を始め、交通安全運動への参加及び事故防止等に対する指導・協力を行う。</p> <p>〔三重県交通安全・消費生活課〕 交通安全対策に関する行政・民間団体で組織された三重県交通対策協議会の各組織が、その立場に応じた自主的な交通安全活動を効果的に実施できるよう、指導、助言を行う。</p> <p>イ 民間団体の指導育成 〔三重県交通安全・消費生活課〕</p> <p style="margin-left: 2em;">(ア) 交通安全母の会等の育成指導 市町、幼稚園、小・中学校、PTA等と連携を強め、幼児と保護者を対象とした「幼児交通クラブ」、小・中学校を単位とした「交通安全母の会」の結成の促進と育成を図る。</p> <p style="margin-left: 2em;">(イ) 三重県交通安全母の会連合会等の育成指導 市町と連携し、母の会連合会等の活動を活性化するとともに、地域との連携を強化し、子どもと高齢者の交通事故防止を図る。</p> <p>ウ 三重県交通安全研修センターの活用 〔三重県交通安全・消費生活課〕 民間団体の主体的な交通安全教育の促進を図るため、三重県交通安全研修センターを活用し、地域、職域等における交通安全教育指導者の育成を行う。</p> |

第1章 道路交通安全

| | | | | |
|--|---|----|--------------------------|----------|
| 項目 | 2 交通安全思想の普及徹底 | 種別 | (5) 住民の参加・協働の推進 (P45) | |
| 実施機関 及び 実施方針 | <p>〔三重県交通安全・消費生活課〕</p> <p>交通安全思想の普及にあたって、行政、民間団体等と住民が連携を密にしたうえで、住民の参加・協働により地域における実情に即した身近な活動を推進する。また、地域、職場、家庭での交通安全意識を盛り上げるために、住民参加型の啓発活動を推進する。</p> | | 主な関係 機関・団体 | 市町、老人クラブ |
| 計 画 の 内 容 | | | | |
| <p>ア シルバーリーダー連絡会議の開催</p> <p>〔三重県交通安全・消費生活課〕</p> <p>老人クラブ等のシルバーリーダー、県、警察署、地区安協、市町等による「シルバーリーダー連絡会議」を開催し、地域の実情に即した活動のための指導方法や情報等の提供を行い、地域での交通安全活動の活性化を図る。</p> <p>イ 無事故・無違反チャレンジ123の実施</p> <p>〔三重県交通安全・消費生活課〕</p> <p>住民自らが交通安全に取り組むことを目的に、3人1組で123日間の無事故・無違反を目指す「無事故無違反チャレンジ123」を実施する。</p> <p>○ 実施期間 7月1日から10月31日</p> | | | | |

第1章 道路交通安全

| 項目 | 3 安全運転の確保 | 種別 | (1) 運転者教育等の充実 (P46) | |
|---|---|------------------|---|--|
| <p>実施機関及び実施方針</p> | <p>〔警察本部〕</p> <p>指定自動車教習所の教習に関し、交通事故の発生状況、道路環境等の交通状況等を勘案しつつ、教習カリキュラムの効果的な推進を図るほか、教習指導員等の資質向上、教習内容及び技法の充実を図ることで教習・技能検定水準の維持向上を図る。</p> <p>取得時講習を効果的に実施するため、講習委託先に対する必要な指導監督を行い、講習に必要な体制の整備を図る。</p> <p>地域の交通安全教育センターとして、指定自動車教習所の施設等を有効に活用した幅広い年齢層を対象とした各種交通安全教育・運転免許取得者教育認定制度の効果的な活用及び積極的な推進に努める。</p> <p>〔自動車安全運転センター三重事務所〕</p> <p>自動車安全運転センターが行う通知、証明及び調査研究業務を通じて、広く県民の交通安全意識の高揚を図る。</p> <p>安全運転中央研修所における実践的な運転研修を通じて、専門的な交通安全知識と高度な運転技能を備えた指導者や職業運転者を育成するため、県内の企業・団体等に安全運転中央研修所の利用を働きかける。</p> | <p>主な関係機関・団体</p> | <p>中部運輸局三重運輸支局 交通安全・消費生活課、 指定自動車教習所</p> | |
| 計 画 の 内 容 | | | | |
| <p>ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実</p> <p>〔警察本部〕</p> <ul style="list-style-type: none"> (7) 指定自動車教習所における教習の充実 <ul style="list-style-type: none"> ○ 教習指導員・技能検定員の資質向上 教習指導員及び技能検定員に対する法定講習、研修会等を実施して資質の向上を図る。 ○ 教習・検定水準の維持向上 指定自動車教習所に対する総合（定期）検査、随時検査及び技能検定の立会並びに学科試験合格者を対象とした抽出検査を実施して、結果に基づいた指導による教習・検定水準の維持向上を図る。 (1) 県民に対し、教習水準に関する情報の提供を促進する。 <p>イ 運転者に対する再教育等の充実</p> <p>〔警察本部〕</p> <ul style="list-style-type: none"> (7) 取得時講習の充実 <ul style="list-style-type: none"> ○ 免許試験合格者に対する効果的な講習と講習中の事故防止を図るため、講習施設及び講習資機材の整備・改善に努める。 | | | | |

計 画 の 内 容

- 講習指導員に対する指導員研修の開催及び現場指導による教材点検を強化し、指導技術等の向上に努める。
- (イ) 取消処分者講習の充実
 - 受講者に対し、自重と自制を促し、各々の特性を踏まえた教養を行うため、施設及び教材等の整備を図るほか、講習内容の高度化、講習方法の一層の充実を図るとともに、指定講習機関に対する適切な指導に努める。
 - 常習飲酒運転者対策の一環として、平成25年4月から導入した「飲酒取消講習」において、警察庁の講習細目に基づいた講習を実施し、その効果が発揮されるよう適切に運用する。
 - 講習指導員を各種研修会に参加させる等、指導能力と資質の向上を図る。
- (ロ) 停止処分者講習の充実
 - 停止処分対象者の事故、違反内容に応じた個別指導を強化するとともに、効果的な講習を実施するため、施設の整備、科学的教育機材の充実を図る。
 - 講習指導員の指導能力と資質の向上を図るため、講習指導員教養を実施するとともに、現場指導を強化し指導技術の改善に努めるほか、現下の交通実態に即した情報を盛り込んだ各種の素材を提供する。
 - 受講者の態様に応じた適切な講習を実施するため、飲酒運転処分者学級など処分理由に応じた特別学級を編制する。
- (ハ) 違反者講習の充実
 - 違反者講習が、違反運転者の危険性を改善させるための効果的な再教育となるよう、講習指導員に対する教養を積極的に開催し、指導能力及び資質の向上を図る。
- (ニ) 初心運転者講習の充実
 - 指定講習機関に対する指導監督の積極的な実施及び運転習熟指導員に対する研修等を開催し、初心運転者講習の適正かつ効果的な実施を図る。
- (ホ) 高齢者講習等の充実
 - 高齢者講習及び講習予備検査を適正かつ効果的に実施するため、加齢による身体的機能等を的確に把握し、その結果に基づき行う講習が安全運転の継続を支援するためのものとなるよう講習能力等の向上に努めるとともに講習施設の整備改善により、高齢者講習等の充実を図る。
- (ヘ) 更新時講習の充実
 - 実効ある講習を推進するため、地域密着型の講習に努め、安全運転に必要な知識の定着を図る講習を実施する。
 - 講習指導員の指導能力と資質の向上を図るため、講習指導員研修会を定期的に開催し、安全運転に必要な知識及び情報等を提供する。
- (ト) 特定任意講習の推進
 - 地域、職域等共通の生活環境の条件下にある運転者を対象とする講習を積極的に推進する。

ウ 二輪車安全運転対策の推進

〔警察本部〕

取得時講習のほか、自動二輪車安全運転講習及び原付等安全講習の推進に努める。

また、指定自動車教習所における交通安全教育体制の整備等を促進し、二輪車運転者に対する教育の充実強化に努める。

計 画 の 内 容

さらに、自動二輪車の二人乗りについて、参加・体験・実践型の安全教育を推進する。

エ 高齢運転者対策の充実

〔警察本部〕

高齢者が安全に運転を継続できるよう支援する施策を充実させる観点から、安全運転の能力を維持向上させるための教育を充実させるとともに、個々の運転適性に応じて運転継続の可否を、よりきめ細かく判断できるようにする。

(7) 高齢者に対する教育の充実

高齢者講習の効果的実施、更新時講習における高齢者学級の拡充等に努める。

また、身体機能の検査項目の追加、検査結果を効果的に自覚させる手法等の検討を行うなどし、高齢者講習を充実させる。

(イ) 適性検査の充実等

高齢運転者の交通事故の状況を詳細に分析するなどして、適性検査の充実方策の検討を行う。

また、講習予備検査の適正な実施及び認知症の疑いがある運転者の把握による臨時適性検査の積極的な適用に努め、安全な運転に支障のある者については運転免許の取消等の行政処分を行う。

(ウ) 高齢運転者標識（高齢者運転マーク）の活用促進

高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢者講習等を始めとするあらゆる機会を通じて高齢運転者標識の積極的な活用の促進を図る。

また、他の年齢層に高齢運転者の特性を理解させ、高齢運転者標識を表示した自動車の幅寄せ等を行わないよう運転者教育を実施する。

オ シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底

〔交通安全・消費生活課〕

年間・四季の交通安全運動をはじめ、各種活動を通じて、シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの着用効果に対する理解と着用の励行について、あらゆる広報媒体を通じて広報啓発を実施する。

〔警察本部〕

各種講習や四季の交通安全運動等あらゆる機会を通じた広報啓発活動を積極的に実施するとともに、シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメット着用義務違反に対する指導取締りの充実を図る。

カ 自動車安全運転センターの業務の充実

〔自動車安全運転センター三重県事務所〕

(7) ドライバーに対する累積点数の通知警告によって法令の遵守を喚起し、安全運転の励行を促す。

(イ) 無事故・無違反証明書及び運転記録証明書によるSDカードの普及を図り、運転者の安全意識の高揚を図る。

(ウ) 広く県民が楽しく安全運転を実践して交通安全意識の高揚に効果的な「無事故・無違反チャレンジ123」への参加拡大と関係事務処理に努める。

(エ) 運転記録証明書を活用した運転者管理手法など、職域等の交通安全施策の導入を啓発する。

(オ) 安全運転管理者及び高度な知識・技能安全運転の知識や技能を必要とする運転者に対し、「安全運転中央研修所」における研修受講の促進を図る。

計 画 の 内 容

キ 自動車運転代行業の指導育成等

〔警察本部〕

「運転代行サービスの利用環境プログラム」に基づき、安全運転管理者講習や立入検査を通じて、自動車運転代行業の健全育成を図る。

ク 自動車運送事業者等に従事する運転者に対する適性診断の充実

〔中部運輸局三重運輸支局〕

自動車運送事業者等に従事する運転者に対する適性診断については、個々の運転者に自らの運転行動の特性を自覚させ、運転者の運転適性に応じた安全運転指導が必要であることから、国土交通省が認定した機関が実施している適性診断の積極的な受診を促進する。

ケ 悪質危険な運転者の早期排除

〔警察本部〕

交通の危険性があると判断される一定の理由が生じた者に対し、免許の保留、停止又は取消等の行政処分を早期に執行する。

第1章 道路交通安全

| 項目 | 3 安全運転の確保 | 種別 | (2) 飲酒運転防止対策の充実 (P43) | |
|--|--|---------------|--------------------------|--|
| 実施機関 及び 実施方針 | <p>〔警察本部、県交通安全・消費生活課〕</p> <p>市町、関係機関・団体と連携して、飲酒運転^{ゼロ}をめざして効果的な広報啓発活動や、飲酒運転違反者等に対する再発防止教育やアルコール問題対策などの施策を総合的に実施するための必要な措置を講じる。</p> <p>〔県健康福祉部、県交通安全・消費生活課〕</p> <p>アルコール依存症の診断及び治療の実績を勘案して医療機関を指定し、飲酒運転違反者に対する再発防止対策として、アルコール依存症に関する受診勧告を行うものとする。</p> | 主な関係 機関・団体 | 市町、関係機関・団体 | |
| 計 画 の 内 容 | | | | |
| <p>ア 飲酒運転（再発）防止に関する普及啓発 〔県交通安全・消費生活課、警察本部〕</p> <p>市町、関係機関・団体と連携して、飲酒運転根絶のため効果的な広報啓発活動、飲酒運転違反者に対する再発防止教育やアルコール問題対策など総合的な施策、取り組みを実施する。</p> <p>イ 飲酒運転とアルコール問題相談窓口の設置 〔県交通安全・消費生活課、警察本部〕</p> <p>関係機関・団体と連携して「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」を設置し、飲酒運転を行うおそれのある者や家族等からの相談体制を確立して必要な情報の提供に努める。</p> <p>ウ 飲酒運転防止のための講習 〔警察本部〕</p> <p>常習飲酒運転者対策の一環として、飲酒運転の危険性を理解させる飲酒学級、飲酒取消講習を実施し、アルコール依存症の疑いのあるものについては、受診勧奨に努める。</p> <p>エ 飲酒運転違反者に対するアルコール依存症に関する受診義務 〔県交通安全・消費生活課、県健康福祉部〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルコール依存症の診断及び治療実績等を勘案して、飲酒運転違反者が受診できる医療機関を指定することとし、診断を受ける環境を整備する。 ・飲酒運転違反者に対して、指定医療機関においてアルコール依存症に関する診断を受け、また、診断を受けた旨の報告をするよう通知するものとする。 | | | | |

第1章 道路交通の安全

| 項目 | 3 安全運転の確保 | 種別 | (3) 運転免許業務の充実 (P49) | |
|--|---|---------------|------------------------|--|
| 実施機関 及び 実施方針 | <p>[警察本部]</p> <p>運転免許事務の見直し・検討、簡素・合理化の促進、運転免許に関する手続きの簡素化により免許更新申請者等の負担軽減を推進する、県民の立場に立った運転免許業務を行うための必要な措置を講じる。</p> <p>運転免許試験の不正防止対策を推進するとともに、外国人の運転免許取得機会の拡大と交通法規・交通マナーを正しく理解させることを目的とした外国語による学科試験の充実に努める。</p> | 主な関係 機関・団体 | | |
| 計 画 の 内 容 | | | | |
| <p>[警察本部]</p> <p>ア 免許関係申請等の利便性の向上等</p> <p>(7) 更新申請者の利便性の向上等を図るため、更新窓口の拡大等を図るほか、更新手続きの簡素化・合理化に努める。</p> <p>(イ) 国外運転免許証の発給について申請者の利便性の向上を図る。</p> <p>(ウ) 免許関係手続きや運転者教育を受ける際の障害者の利便性の向上を図るため、障害者団体の要望等を踏まえつつ、人的物的環境の整備に努める。</p> <p>イ 適正な運転免許試験の実施</p> <p>(7) 学科試験における不正行為を防止するため、試験問題の定期的な更新及び試験監視体制の確保等の対策を推進する。</p> <p>(イ) 外国人の運転免許取得機会の拡大等を目的とした外国語による学科試験の充実に努める。</p> <p>ウ 運転適性相談活動の充実</p> <p>運転免許更新時、運転免許試験受験時に自動車等の安全な運転への支障の有無の個別判断をする必要があり、また、一定の病気等に関する道路交通法の一部が改正される予定であるので、担当職員の専門的知識・技術の向上を図るなど運転適性相談活動等のより一層の充実に努める。</p> | | | | |

第1章 道路交通安全

| | | | | |
|---|---|----|--------------------------|--|
| 項目 | 3 安全運転の確保 | 種別 | (4) 安全運転管理の推進 (P 4 9) | |
| 実施機関 及び 実施方針 | <p>[警察本部]</p> <p>安全運転管理者及び副安全運転管理者に対する講習を充実し、事業所における安全運転管理体制の強化と交通安全意識の向上に努める。</p> <p>安全運転管理者等の未選任事業所の把握・解消と事業所内の安全運転管理体制を充実強化し、安全運転管理業務の徹底を図る。</p> | | 主な関係 機関・団体 | |
| 計 画 の 内 容 | | | | |
| <p>[警察本部]</p> <p>ア 死亡事故等重大事故発生事業所及び事故多発事業所に対して、事業所訪問や招致等による安全運転管理に関する指導を強化する。</p> <p>イ 安全運転管理者等選任事業所に対する法定講習の講習効果を高めるため、事業所の規模、管理者の経験別による講習を実施する。</p> <p>ウ 安全運転管理者等の選任状況を正確に把握し、未選任事業所に対する選任状況を強化する。</p> <p>エ 安全運転管理推奨像制度の充実に努め、事業所の自主的な交通安全活動を促進する。</p> <p>オ 交通安全意識の向上を図るため、「参加・体験・実践型」の安全運転講習会を実施する。</p> <p>カ 事業活動に伴う交通事故防止等の運転者管理を徹底するために、ドライブレコーダー等安全運転の確保のための機材普及の働き掛けに努める。</p> <p>キ エコドライブ（環境負担の低減に配慮した自動車の使用）の推進にも配慮し、エコドライブの実践が環境保全上のみならず、交通事故防止上も相当の効果があることについても周知を図る。</p> | | | | |

第1章 道路交通の安全

| 項目 | 3 安全運転の確保 | 種別 | (5) 自動車運送事業者の安全対策の充実 (P49) | |
|---|---|------------------|-------------------------------|--|
| <p>実施機関及び実施方針</p> | <p>〔中部運輸局三重運輸支局〕 自動車運送事業者の安全対策については、自動車運送事業者に対する指導監督の充実、自動車運送事業者に係る事故の要因分析の実施、運行管理者等に対する指導講習の充実、貨物運送事業安全性評価事業の促進等を柱として、運行の安全の確保を図っていく。</p> <p>〔自動車事故対策機構三重支所〕 自動車運送事業等に従事する運転者に対し、心理、生理の両方から各種の診断により個人の特性（癖）を把握し、安全運転に役立つようきめ細かなアドバイスを行う。</p> <p>自動車運送事業の運行管理者になろうとする者に関し、必要な法令・実務等の基礎知識を習得させる講習（基礎講習）、及び既に運行管理者になっている者に対し、運行の安全確保に関する業務の充実を図る講習（一般講習）、重大事故又は法令違反により行政処分を受けた営業所の運行管理者に対し、事故再発防止のための運行管理改善手法を盛り込んだ講習（特別講習）を行う。</p> | <p>主な関係機関・団体</p> | | |
| 計 画 の 内 容 | | | | |
| <p>ア 自動車運送事業者に対する指導監督の充実</p> <p>〔中部運輸局三重運輸支局〕</p> <p>労働基準法等の関係法令等の履行及び運行管理の徹底を図るため、飲酒運転等の悪質違反を犯した事業者、重大事故を引き起こした事業者及び新規参入事業者等に対する監査を徹底するとともに、関係機関合同による監査・監督を実施し、不適切な事業者に対しては厳正な処分を行う。このため、効果的かつ効率的な監査を実施するための監査システムの構築及び監査体制の充実・強化を図る。</p> <p>また、関係行政機関相互の連絡会議及び指導監督結果の相互通報制度を活用することにより、過労運転に起因する事故防止等のための通報制度の適確な運用と業界指導の徹底を図るとともに、事業者団体等を通じての指導にも努める。特に、貨物自動車運送事業者については、貨物自動車適正化事業実施機関を通じての過労運転・過積載の防止等運行の安全を確保するための指導の徹底を図る。</p> <p>さらに、自動車運送事業者による社内一丸となった安全管理体制の構築・改善を図るため、国がその構築状況を評価・助言する運輸安全マネジメント制度の一層の浸透・徹底を図る。</p> <p>このほか、平成23年5月1日から自動車運送事業者に対する点呼等におけるアルコール検知器の使用義務付けにより、自動車運送事業者における飲酒運転ゼロを目指す。</p> <p>〔自動車事故対策機構三重支所〕</p> <p>(7) 適性診断者数 (6,425人を予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ バス (475人) ○ ハイタク (644人) ○ トラック (5,246人) | | | | |

計 画 の 内 容

- その他（自家用）（60人）
- (イ) 運転安全マネジメント実施体制の充実・強化を支援するための講習会を開催する。
- 運輸安全マネジメントに係る講習会の開催

イ 安全運転確保に資する機器の普及促進及び活用策の充実

〔中部運輸局三重運輸支局〕

事業用自動車の事故に関する情報の充実を図るため、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に基づく事故情報の収集・分析に加え、自動車運送事業に係る交通事故要因分析のための情報収集・分析を充実及び強化するため、多角的な要因分析調査を2件以上実施。併せて、自動車運送事業者が運転者への安全教育の充実を図るための方策について検討を行っていく。

ウ 自動車運送事業者に係る事故の要因分析の実施

〔中部運輸局三重運輸支局〕

各県の貨物自動車運送適正化事業実施機関において、事業者全体の安全性向上に資するものとして実施している「貨物自動車運送事業安全性評価事業」（通称Gマーク事業）を促進するよう働きかける。

また、地方公共団体及び民間団体等において、貨物自動車運送を伴う業務を発注する際には、それぞれの業務の範囲内で道路交通の安全を推進するとの観点から、安全性優良事業所（通称Gマーク事業所）の認定状況を踏まえつつ、関係者の理解も得ながら当該事業所が積極的に採択されるよう努める。

エ 運行管理者等に対する指導講習の充実

〔自動車事故対策機構三重支所〕

- (ア) 基礎講習（7回570人を予定）
 - バス（70人）
 - ハイタク（50人）
 - トラック（450人）
- (イ) 一般講習（10回1,130人を予定）
 - バス（140人）
 - ハイタク（110人）
 - トラック（880人）
- (ウ) 特別講習（2回を予定）

第1章 道路交通の安全

| | | | | |
|--|---|---------------|---|--|
| 項目 | 3 安全運転の確保 | 種別 | (6) 交通労働災害の防止等 (P51) | |
| 実施機関 及び 実施方針 | 〔三重労働局・各労働基準監督署〕 事業者による自主的な安全衛生管理の促進及び自動車運転者の労働時間等の改善により、交通労働災害の防止を図る。 | 主な関係 機関・団体 | 中部運輸局、警察本部、 陸上貨物運送事業労働災害防止 協会、三重労働基準協会連合会 | |
| 計 画 の 内 容 | | | | |
| <p>ア 交通労働災害の防止</p> <p>〔三重労働局・各労働基準監督署〕</p> <p>(7) 交通労働災害防止のためのガイドラインの周知徹底に努める。 事業場における管理体制の確立、適正な労働時間等の管理、適正な走行管理、運転者に対する教育、健康管理、交通労働災害防止に対する意識の高揚等を継続して促進する。</p> <p>(4) 対策が効果的に実施されるよう関係機関等と連携して、安全管理者等の事業場における交通労働災害防止に関する管理者の選任、交通労働災害防止のためのガイドラインに基づく同管理者及び自動車運転者に対する教育の実施を推進するとともに、事業場に対する集団指導等を実施する。</p> <p>イ 運転者の労働条件の適正化等</p> <p>〔三重労働局・各労働基準監督署〕</p> <p>(7) 自動車運転者の労働時間、休日、割増賃金、賃金形態等の労働条件の改善を図るため、労働基準法（昭和22年法律第49号）等の関係法令及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）の履行を確保するための監督指導を実施する。</p> <p>(4) 関係行政機関において、相互の連絡会議を開催及び監査・監督結果の相互通報制度等の活用を図るとともに、必要に応じ合同による監査・監督を実施する。</p> <p>(4) 関係行政機関が実施する旅客運送事業及び貨物自動車運送事業の新規許可事業者に対する許可取得時における指導講習会に職員を講師として、派遣し労働基準法等関係法令の周知を図る。</p> | | | | |

第1章 道路交通安全

| | | | | |
|--------------------|---|---------------|-------------------------------|--|
| 項目 | 3 安全運転の確保 | 種別 | (7) 道路交通安全に関連する情報の充実 (P51) | |
| 実施機関 及び 実施方針 | <p>[三重県消防・保安課] 危険物の輸送時の事故による大規模な災害を未然に防止し、災害が発生した場合の被害の軽減に資する情報提供の充実を図る。</p> <p>[津地方気象台] 道路交通安全に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとることで事故の防止・軽減に資するよう、適時・適切に予報、警報等を発表する。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関との間の情報の共有やITの活用等に留意する。</p> | 主な関係 機関・団体 | 市町 報道機関 | |

計 画 の 内 容

ア 危険物輸送に関する情報提供の充実等

[三重県消防・保安課]

消防法で規定される危険物取扱者保安講習を通じ、危険物取扱者に対して安全移送の確保と関係法令の遵守と併せて、「イエローカード」の携行を指導する。

イ 気象情報等の充実

[津地方気象台]

(7) 気象観測予報体制の整備等

台風、大雨、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・適切な予報警報等を発表するため、観測予報体制の強化を図る。

○ 地上気象観測業務

気象官署等の地上気象観測装置を順次更新し、集中豪雨、局地的大雨等の実況監視体制を強化する。

(イ) 地震・津波監視体制の整備等

地震・津波による災害を防止・軽減するため、地震活動を常時監視して地震・津波に関する防災情報を適時・適切に発表し、迅速かつ確実に伝達する。

○ 緊急地震速報（予報及び警報）の利活用の推進

地震動の予報・警報として発表する緊急地震速報（予報及び警報）について、受信時の対応行動等のさらなる周知・広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活用の方法等の普及・啓発及び精度向上に取り組む。

○ 津波警報等の改善

東北地方太平洋沖地震の教訓を踏まえ、的確な防災対応に資するよう、気象庁が発表する津波警報等の改善を進めるとともに、地震の規模や津波の状況を正確に把握し、迅速な津波警報の更新を実施するために、広帯域強震計の整備や沖合津波計の利活用等を推進する。

計 画 の 内 容

(ウ) 情報の提供等

交通事故の防止・軽減に資するため、主に次の情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。また、住民に対し、気象台、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて、気象情報等をリアルタイムで分かり易く提供する。

○ 気象予報・警報等

気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象予報・警報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

○ 緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等

地震・津波による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報・注意報、地震情報等を発表し、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

○ 東海地震に関連する情報

東海地域の地震・地殻活動に変化があった場合には、その現象の状況に応じて「東海地震に関連する情報」（東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報）を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(イ) 気象知識等の普及

気象、地象、水象に関する知識の普及のため、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布などを行うほか、防災機関の担当者を対象に、予報・警報等の伝達などに関する説明会を開催する。

気象・洪水・高潮・波浪に関する警報の伝達系統図

津波警報等伝達系統図

第1章 道路交通の安全

| | | | |
|---|---|---------------|------------------------------|
| 項目 | 4 車両の安全性の確保 | 種別 | (1) 自動車の検査及び点検整備の充実 (P53) |
| 実施機関 及び 実施方針 | 〔中部運輸局三重運輸支局〕 車両の安全性の確保については、自動車の検査及び点検整備の充 実を図る。 | 主な関係 機関・団体 | |
| 計 画 の 内 容 | | | |
| <p>ア 自動車の検査の充実 〔中部運輸局三重運輸支局〕</p> <p>(7) 検査体制の充実 道路運送車両法の保安基準の拡充・強化に合わせた検査体制の整備を自動車検査独立行政法人とともに推進することにより、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく新規検査等の自動車検査の確実な実施を図る。</p> <p>(イ) 自動車整備事業者に対する指導監督の強化 不正改造を防止するため、適宜、自動車整備事業者への立ち入り検査を行うとともに、街頭検査体制の充実強化を図ることにより、不正改造車両をはじめとした整備不良車両及び基準不適合車両の排除等を推進する。 また、指定自動車整備事業制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導監督を強化する。</p> <p>イ 自動車点検整備の充実 〔中部運輸局三重運輸支局〕</p> <p>(7) 自動車点検整備の推進 自動車ユーザーの保守管理意識を高揚し、点検整備の確実な実施を図るため、「自動車点検整備推進運動」を関係者の協力の下に展開するなど、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強化する。 また、自動車運送事業者の保有する事業用車両の安全性を確保するため、自動車運送事業者監査、整備管理者研修等のあらゆる機会をとらえ、関係者に対し、車両の保守管理について指導を行い、その確実な実施を推進する。 なお、車両不具合による事故については、点検整備方法に関する情報提供等により再発防止の徹底を図る。</p> <p>(イ) 不正改造車両の排除 道路交通に危険を及ぼすなど社会的問題となっている暴走族の不正改造や過積載を目的とした不正改造を排除し、自動車の安全運行を確保するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下に「不正改造を排除する運動」を展開し、広報活動の推進、関係者への指導、街頭検査等を強化することにより、不正改造防止について、自動車ユーザー及び自動車関係事業者等の意識を高める。 また、不正改造行為の禁止及び不正改造車両に対する整備命令制度について、その適確な運用に努める。</p> <p>(ウ) 自動車分解整備事業の適正化及び近代化 点検整備に対する自動車ユーザーの理解と信頼を得るため、自動車分解整備事業者に対し、整備料金、</p> | | | |

| 計 画 の 内 容 | |
|---|---|
| <p>整備内容の適正化について、消費者保護の観点も含め、その実施の推進を指導する。また、自動車分解整備事業者における経営管理の改善や整備の近代化等への支援を推進する。</p> | |
| (イ) | <p>自動車への新技術への対応等整備技術の向上</p> <p>自動車新技術の採用・普及、車社会の環境変化に伴い、自動車を適切に維持管理するためには、自動車整備業がこれらの変化に対応する必要があることから、整備主任者等を対象とした新技術の研修の実施等により、整備要員の技術向上を図る。</p> |
| (オ) | <p>ペーパー車検等の不正事案に対する対処の強化</p> <p>民間能力の活用等を目的として、指定自動車整備事業制度が設けられているが、近年ペーパー車検等の不正事案が発生していることから、制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導監督を引き続き行う。</p> |

第1章 道路交通の安全

| 項 目 | 4 車両の安全性の確保 | 種 別 | (2) リコール制度の充実・強化 (P 5 4) | |
|---|---|-----|-----------------------------|--|
| 実施機関 及び 実施方針 | <p>〔中部運輸局三重運輸支局〕</p> <p>自動車のリコールの迅速かつ着実な実施のため、自動車整備事業者及びユーザー等からの不具合情報やリコール情報の収集体制の強化に努める。</p> | | 主な関係 機関・団体 | |
| 計 画 の 内 容 | | | | |
| <p>〔中部運輸局三重運輸支局〕</p> <p>(ア) 自動車不具合ホットラインを積極的にPRするとともに、情報収集体制の強化を図る。</p> <p>(イ) 自動車整備事業者に対する監査の中で、リコールにつながるような不具合情報の収集を積極的に行う。</p> | | | | |

第1章 道路交通の安全

| | | | | |
|---|--|---------------|-------------------------|--|
| 項目 | 4 車両の安全性の確保 | 種別 | (3) 自転車の安全性の確保 (P54) | |
| 実施機関 及び 実施方針 | 〔警察本部〕 自転車の夜間における交通事故防止のため、灯火の取付けの徹底と反射器材等の普及促進を図る。 | 主な関係 機関・団体 | 自転車関係団体 | |
| 計 画 の 内 容 | | | | |
| <p>〔警察本部〕</p> <p>「自転車安全対策強化日（セーフティ・バイシクル・デー）」等の機会を活用し、自転車利用者に対して、定期的な点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運を醸成するとともに、夜間における交通事故の防止を図るため、灯火の取付けの徹底と夜光反射器材等の普及促進を図り、自転車の被視認性の向上を図る。</p> | | | | |

第1章 道路交通の安全

| | | | | |
|---|---|----|---------------------------|--|
| 項目 | 5 道路交通秩序の維持 | 種別 | (1) 交通の指導取締りの強化等 (P55) | |
| 実施機関 及び 実施方針 | 〔警察本部〕 悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に対する交通指導取締りを推進する。 | | 主な関係 機関・団体 | |
| 計 画 の 内 容 | | | | |
| <p>ア 一般道路における効果的な指導取締りの強化等 〔警察本部〕</p> <p>(7) 悪質性・危険性の高い飲酒運転及び著しい速度違反、交通事故の被害軽減に高い効果があるシートベルト着用等を最重点とした交通指導取締りを推進する。 特に、飲酒運転に関しては、飲酒運転幫助行為（車両等提供罪、酒類提供罪及び同乗罪）の指導取締りを強化推進する。</p> <p>(イ) 交通事故多発地域・箇所及び主要幹線道路を重点とした交通監視活動及び白バイやパトカー等による機動取締りを強化し、県民の交通マナーの向上を図る。</p> <p>(ロ) 「交通安全の日」を中心とした街頭啓発活動を強化し、歩行者や自転車利用者に対する交通法規遵守の意識付けと高齢者と子どもに対する保護・誘導活動を推進する。</p> <p>(ハ) 歩行者、自転車利用者等交通弱者保護の観点に立った指導取締りに努め、交差点における歩行者妨害、信号無視等の取締りを積極的に推進するとともに、通学路における交通事故防止のために必要な交通指導取締りを推進する。</p> <p>(ニ) 交通事故の被害軽減に高い効果があるチャイルドシートの使用に対する交通指導取締りを推進する。</p> <p>(ホ) 速度超過、過積載車両の取締りを強化し、業務に関して行われた違反行為に対しては、使用者及び監督行政庁に対する通知を実施するほか、組織的・構造的な違反については、背後責任の追及に取り組む。</p> <p>イ 高速自動車国道等における指導取締りの強化等 〔警察本部〕</p> <p>(7) 高速道路・自動車専用道路における道路の特殊性及び交通事故実態を勘案した交通指導取締りを実施し、交通事故の未然防止と交通の円滑を図る。</p> <p>(イ) 交通事故に直結する悪質・危険性の高い飲酒運転、著しい速度超過、車間距離不保持及び過積載等の交通指導取締りを推進する。</p> <p>(ロ) 両罰規定の適用及び背後責任の追及並びに使用者及び監督行政庁に対する通知等の積極的な運用を図る。</p> <p>ウ 科学的な指導取締りの推進 〔警察本部〕</p> <p>取締関係資機材の開発・改良及び整備充実を図り、科学的かつ効率的な交通指導取締りを推進する。</p> | | | | |

第1章 道路交通の安全

| | | | | |
|--|---|----|---------------------------------------|--|
| 項目 | 5 道路交通秩序の維持 | 種別 | (2) 交通事故事件その他の交通犯罪の捜査体制の強化 (P 5 6) | |
| 実施機関 及び 実施方針 | 〔警察本部〕 迅速・適正かつ科学的な捜査を推進するための体制を強化する。 | | 主な関係 機関・団体 | |
| 計 画 の 内 容 | | | | |
| <p>ア 専従捜査体制の強化等 〔警察本部〕</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進する。 (イ) ひき逃げ事件等に対する迅速かつ的確な初動捜査を推進する。 (ウ) 交通事故事件その他の交通犯罪の交通鑑識体制を強化する。 <p>イ 初動捜査体制及び科学的捜査体制の強化 〔警察本部〕</p> <p>関係各部門の捜査力を最大限、集中的に投入した初動捜査体制を確立するとともに、交通事故自動記録装置等の各種捜査支援資機材の効果的活用を図るほか、車両に搭載された各種記録装置の情報を活用するなど科学的かつ効率的な交通事故事件捜査を推進する。</p> | | | | |

第1章 道路交通の安全

| 項目 | 5 道路交通秩序の維持 | 種別 | (3) 暴走族対策の強化 (P57) | |
|--|--|---------------|-----------------------|--|
| 実施機関 及び 実施方針 | <p>[中部運輸局三重運輸支局]</p> <p>暴走行為を助長するような車両の不正な改造を防止するよう、また、保安基準に適合しない競走用車両等の部品などが不正改造に使用されることがないように、「不正改造車を排除する運動」を通じ、広報活動の推進及び企業・関係団体に対する指導を積極的に行う。</p> <p>[警察本部]</p> <p>暴走族による各種不法事案を未然に防止し、交通秩序を確保するとともに、青少年の健全な育成に資するため、関係機関・団体と連携し、暴走族対策の強化を図る。</p> | 主な関係 機関・団体 | | |
| 計 画 の 内 容 | | | | |
| <p>ア 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実 [警察本部] 暴走族追放気運を高揚のため、市町における「暴走族根絶条例」等の制定及び運用に協力するとともに、あらゆる広報媒体を活用した広報啓発活動を推進するなど、青少年の健全育成を図る。</p> <p>イ 暴走行為阻止のための環境整備 [警察本部] 暴走族等をい集させないための施設の管理改善等の環境づくりを推進するとともに、地域における関係機関・団体が連携を強化し、暴走行為等ができない道路交通環境づくりを積極的に行う。</p> <p>ウ 暴走族に対する指導取締りの強化 [警察本部] 警察署に各部門で構成する「暴走族Gメン」を設置し、警察組織の総合力を発揮した効果的な総合対策を推進するとともに、集団暴走行為に対しては、徹底した取締りを実施するなど、暴走族グループ解体に向けた取り組みを強化する。 また、旧車會（暴走族風に改造した旧型の自動二輪車等を運転する車のグループ）に対する取締りを実施する。</p> <p>エ 暴走族関係事犯者の再犯防止 [警察本部] 暴走族構成員に対する離脱・立ち直り支援を推進するとともに、加入強要・離脱阻止事案に対する積極的な事件化を図る。</p> <p>オ 車両の不正改造の防止 [中部運輸局三重運輸支局] (7)「不正改造車を排除する運動」を実施する。</p> | | | | |

計 画 の 内 容

- (イ) 街頭検査を実施する。
- (ウ) 暴走族取締りにおいては、騒音に係る整備不良車両運転、消音器不備、番号表示義務違反等の車両の不正改造の取締りを強化する。
- (エ) 自動車ユーザーだけでなく、不正改造等を行った者に対して、必要に応じて立ち入り検査を行う。

〔警察本部〕

暴走族又は旧車会構成員等の自動二輪車等に対して不正改造を行う者に対する取締りを強化する。

第1章 道路交通安全

| 項目 | 6 救助・救急活動の充実 | 種別 | (1) 救助・救急体制の整備 (P59) | |
|--|---|---------------|--|--|
| 実施機関 及び 実施方針 | <p>〔三重県消防・保安課〕</p> <p>救命率の向上を図るため、救急隊員の資質向上、高度資機材の導入を支援する。</p> <p>一市町では、対処できない大事故による被害が発生した場合、県内消防相互応援協定等の適切な運用を図る。</p> <p>市町の消防機関の行う応急手当の普及活動等の促進を図る。</p> <p>救急隊員が救急救命士の国家資格を取得できるよう、教育機関である救急振興財団の運営に協力、支援していくことにより、救急救命士の養成を促進する。</p> <p>救急・救助業務実施市町に対し、救急車・救助工作車等の資機材の充実・整備について支援する。</p> <p>三重県内高速道路消防連絡協議会の行う事業を支援することにより、高速道路沿線市町における救急業務体制の連携を図る。</p> <p>〔消防学校〕</p> <p>救助・救急業務の円滑適正な遂行を図るため、三重県消防学校において、救助・救急隊員の教育訓練を行う。</p> | 主な関係 機関・団体 | 三重県防災対策課、警察本部消防機関、財団法人救急振興財団、三重県内高速道路消防連絡協議会 | |
| 計 画 の 内 容 | | | | |
| <p>ア 救助体制の整備・拡充 〔 三重県消防・保安課 〕</p> <p>財団法人救急振興財団等における救急救命士の養成及び高規格救急自動車の整備について市町の支援を行う。</p> <p>(7) 救急救命士の資格取得者人数 ○ 平成25年度資格取得予定者数 30名</p> <p>(1) 高規格救急自動車の整備台数 ○ 平成25年度 2台</p> <p>イ 救助・集団救急事故体制の整備〔三重県消防・保安課〕</p> <p>三重県内消防相互応援協定及び一部の隣接市町相互の応援協定の適切な運用並びに三重県内高速道路消防連絡協議会への支援により、市町間の区域を越えた集団救助・救急体制の充実を図る。</p> <p>ウ 心肺そ生法等の応急手当の普及啓発活動の推進</p> <p>現場におけるバイスタンダーによる応急手当の実施により、救命効果の向上が期待できることから、自動体外式除細動器(AED)の使用も含めた応急手当について、消防機関等が行う講習会等、普及啓発活動を推進する。</p> <p>エ 救急救命士の養成等の促進〔三重県消防・保安課〕</p> <p>救急救命士を養成するため、都道府県の共同出資により設立された救急振興財団に負担金として、平成25年度は9,500千円を負担する。</p> <p>名古屋市救急救命士養成所における救急救命士の養成について市町の支援を行う。</p> <p>平成25年度の資格取得者 (救急振興財団 24名 名古屋市 4名)</p> | | | | |

計 画 の 内 容

オ 救助・救急用資機材の整備の推進〔三重県消防・保安課〕

消防本部が進める高規格救急自動車の整備に対し、支援を行う。

- 平成25年度 2台

カ 防災ヘリコプターによる救急業務の推進〔三重県災害対策課〕

県内各消防本部からの出動要請により、緊急時の救急活動を実施する。

キ 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備〔三重県消防・保安課〕

三重県内高速道路消防連絡会議の行う事業に対し、負担金を交付する。

この連絡会議においては、高速道路における災害事象が多様化している状況から、事例発表の研修会を開催し、事故発生の際の対応方法について情報共有するとともに、即時初動体制の強化と連携体制の検証を兼ねた総合訓練を実施する。

- (ア) 平成25年度県費負担金
 - ・ 43千円
- (イ) 研修会
- (ウ) 消防訓練

〔消防学校〕

救助・救急業務の円滑適正な遂行を図るため、消防学校において、救助・救急隊員の教育訓練を行う。

- (ア) 救助科
 - 救助課程 年1回 22日間 40人／回
 - 水難救助課程 年1回 10日間 20人／回
- (イ) 救急科
 - 救急課程 年1回 38日間 80人／回
- (ウ) 特別科
 - 水難救助課程指導者養成講習 随時実施
 - 救命士ブラッシュアップ講習 年2回 各5日間 30人／回
 - 救命士ブラッシュアップ指導者養成講習 年1回 2日間 30人／回
 - ビデオ喉頭鏡追加講習 年1回 2日間 30人／回
 - 救急救命士 フォローアップ研修 随時実施

ク 現場急行支援システム（FAST）の効果の検証

〔警察本部〕

平成24年度に整備した現場急行支援システム（FAST）の効果検証を行う。

第1章 道路交通安全

| 項目 | 6 救助・救急活動の充実 | 種別 | (2) 救急医療体制の整備 (P 6 1) | |
|---|--|---------------|--------------------------|--|
| 実施機関 及び 実施方針 | <p>〔三重県医療対策局地域医療推進課〕</p> <p>救急医療体制の整備・拡充のため、消防法の改正を踏まえた救急搬送・受入の実施基準を運用・検証するとともに、三次救急医療体制の中核を担う救命救急センターの運営を支援する。</p> <p>県民及び関係機関に対する医療機関の情報、救急医療情報提供の充実を図る。</p> <p>東紀州地域においては、和歌山県及び奈良県との共同運航によるドクターヘリにより、三次救急医療体制を確保するとともに、県内全域をカバーする県独自のドクターヘリ導入に向け、基地病院とともに準備を進める。</p> | 主な関係 機関・団体 | 消防機関、医療機関 | |
| 計 画 の 内 容 | | | | |
| <p>ア 救急医療機関等の整備</p> <p>〔三重県医療対策局地域医療推進課〕</p> <p>(7) 医療機関の情報・救急医療情報提供の充実</p> <p>「医療ネットみえ」を活用し、県民に対する医療機関の情報提供の充実を図るとともに、救急医療情報システムを活用し、救急医療情報を迅速・的確に提供することにより、円滑な救命救急活動が行われるよう取り組む。</p> <p>(イ) 二次救急医療体制の整備・充実</p> <p>消防法の改正を踏まえ、地域における円滑な救急搬送体制の確保等を行うため、傷病者の状況に応じた適切な病院選定等、救急搬送・受入の実施基準を運用し、検証を行う。</p> <p>(ウ) 三次救急医療体制の整備・充実</p> <p>県内に4箇所設置されている救命救急センター（県立総合医療センター、市立四日市病院、三重大学医学部附属病院、山田赤十字病院）を中心に三次救急医療体制の確保を図る。</p> <p>イ 救急医療担当医師・看護師等の養成等</p> <p>〔三重県医療対策局地域医療推進課〕</p> <p>(7) 医師確保対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自治医科大学の義務年限内医師の派遣、三重県医師キャリアサポートシステム、医師求人案内（無料職業紹介事業）等により、へき地等医師不足地域で医療に従事する医師の確保を進める。 ○ 県内救急告示病院に一定期間勤務すれば返済が免除される「三重県医師修学資金制度」並びに平成23年度に設置した「三重県臨床研修医研修資金貸与制度」や「三重県専門研修医研修資金貸与制度」の活用を進め、より多くの救急医療に従事する医師の確保につなげていく。 ○ 三重県地域医療支援センターを設置し、医師のキャリア形成支援と医師不足地域の医師確保対策支援を一体的に行う仕組みづくり等に着手し、救急医療等を中心的に担う若手医師の確保・定着をめざす。 | | | | |

| 計 画 の 内 容 | |
|---|--|
| <p>〔三重県医療対策局医務国保課〕</p> <p>(4) 看護師等確保対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 看護師等養成所や看護大学等の学生に対して、一定期間、県内の医療機関等に勤務すれば返還免除となる「看護師等修学資金貸付制度」により、看護師等の確保につなげる。 ○ 新人看護職員研修体制構築支援事業、病院内保育所設置運営支援事業、潜在看護職員復帰支援事業等により、看護職員の定着を促進する。 | |
| <p>ウ ドクターヘリ事業の推進</p> <p>〔三重県医療対策局地域医療推進課〕</p> <p>(7) 県内全域をカバーする県独自のドクターヘリについて、基地病院や消防機関等とともに評価・検証を行い、効果的な運用に努める。</p> <p>(4) 東紀州保健医療圏における三次救急医療体制の充実を図るため、三県（和歌山・奈良・三重）共同運航によるドクターヘリを引き続き活用する。</p> | |

第1章 道路交通の安全

| 項 目 | 6 救助・救急活動の充実 | 種 別 | (3) 救急関係機関の協力関係の確保等 (P 6 2) | |
|--|---|---------------|--------------------------------|--|
| 実施機関 及び 実施方針 | <p>〔三重県医療対策局地域医療推進課〕</p> <p>医師等が救急現場に出動し、応急措置を行うことができるようドクターカーを導入する。</p> <p>〔三重県消防・保安課〕</p> <p>救急業務の実施について、救急医療機関、消防機関における緊密な連携・協力関係の確保を図る。</p> | 主な関係 機関・団体 | 消防機関、医療機関 | |
| 計 画 の 内 容 | | | | |
| <p>〔三重県医療対策局地域医療推進課〕</p> <p>医師等が救急現場に出動し、応急措置を行うことにより、患者の救命効果の向上を図るため、ドクターヘリの運航状況を踏まえつつ、ドクターカーの導入について検討する。</p> <p>〔三重県消防・保安課〕</p> <p>救急医療関係者が、メディカルコントロール体制のもとに継続的な教育を受け、病院前救護の質が維持向上されるよう、県メディカルコントロール協議会と連携し、セミナー等を開催する。</p> | | | | |

第1章 道路交通安全

| 項目 | 7 損害賠償の適正化をはじめとした被害者支援の推進 | 種別 | (1) 自動車損害賠償保障制度の充実等 (P63) | |
|---|--|---------------|------------------------------|--|
| 実施機関 及び 実施方針 | <p>〔中部運輸局三重運輸支局〕</p> <p>自賠責制度の役割、重要性及び自賠責保険の期限切れ、掛け忘れに注意が必要であることから広報活動等を通じて県民へ広く周知するとともに、街頭における指導取締り及び監視活動等を行い、無保険車両の運行防止を徹底する。</p> <p>〔自動車事故対策機構三重支所〕</p> <p>自動車損害賠償責任保険（共済）加入促進ポスターの掲示など、ポスターを利用した広報啓発活動を実施する。</p> | 主な関係 機関・団体 | | |
| 計 画 の 内 容 | | | | |
| <p>ア 無保険（無共済）車両対策の徹底</p> <p>〔中部運輸局三重運輸支局〕</p> <p>自賠責制度の役割、重要性及び自賠責保険の期限切れ、掛け忘れに注意が必要であることから、広報活動等を通じて国民へ広く周知するとともに、街頭における指導取締り及び監視活動等を行い、無保険車両の運行防止を徹底する。</p> <p>〔自動車事故対策機構三重支所〕</p> <p>ポスターによる啓発を実施する。</p> <p>イ 任意の自動車保険（自動車共済）の加入促進等</p> <p>〔自動車事故対策機構三重支所〕</p> <p>所内に自動車損害賠償責任保険（共済）加入促進ポスターを掲示する。</p> | | | | |

第1章 道路交通安全

| 項目 | 7 損害賠償の適正化をはじめとした被害者支援の推進 | 種別 | (2) 損害賠償の請求についての援助等 (P63) | |
|--|---|---------------|------------------------------|--|
| 実施機関 及び 実施方針 | <p>〔三重県交通安全・消費生活課〕</p> <p>交通事故被害者救済の一環として、交通事故被害者や家族の福祉向上を図るため、損害賠償問題等の相談に応じ、公平、適切に解決するための指導、助言を行うとともに、必要に応じて関係機関への斡旋を行うほか、交通事故に伴う各種の法的相談に対する指導、助言を行う。</p> <p>〔警察本部〕</p> <p>交通事故被害者に対する適正かつ迅速な救助の一助とするため、救済制度の教示や交通事故相談活動を積極的に推進する。</p> | 主な関係 機関・団体 | 市町 | |
| 計 画 の 内 容 | | | | |
| <p>ア 交通事故相談活動の推進</p> <p>〔三重県交通安全・消費生活課〕</p> <p>(7) 3名の交通事故相談員による相談に応じるほか、弁護士による相談を実施する。</p> <p>(イ) 交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務の推進を図るとともに、相談内容の多様化、複雑化に対処するため、研修等を通じて相談員の資質の向上を図る。</p> <p>(ウ) 県、市町の広報紙の積極的な活用、あらゆる研修、講習の機会、説明会の場でのPR等により、交通事故相談窓口の周知徹底を図り、交通事故当事者に対し広く相談の機会を提供するよう努める。</p> <p>イ 損害賠償請求の援助活動等の強化</p> <p>〔警察本部〕</p> <p>被害者用の冊子を積極的に配付し、被害者のニーズに応える被害者連絡の推進を図るとともに、被害者の声を反映した教養を行うなど、対応する警察官への指導教養を実施し、被害者・遺族の心情に配慮した適切な被害者支援を推進する。</p> | | | | |

第1章 道路交通安全

| | | | | |
|---|--|-----------|-----------------------------|--|
| 項目 | 7 損害賠償の適正化をはじめとした被害者支援の推進 | 種別 | (3) 交通事故被害者支援の充実強化 (P64) | |
| 実施機関及び実施方針 | 〔自動車事故対策機構三重支所〕 交通事故被害者対策事業の内容の見直しを図りつつ、社会的必要性の高い事業を充実する。 | 主な関係機関・団体 | 県、市町、 犯罪被害者総合支援センター | |
| 計 画 の 内 容 | | | | |
| <p>ア 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実 〔自動車事故対策機構三重支所〕 交通遺児等へ育成資金の貸付及び重度後遺障害へ介護料を支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> (7) 関連する医療機関等へ訪問説明や各市町への広報依頼を通して本制度の周知を図る。 (イ) 介護料の支給要件合致者に対し、認定申請の説明を行い支給に向けて援助する。 (ウ) 新規介護料支給者への訪問支援を実施する。 <p>イ 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進 〔自動車事故対策機構三重支所〕</p> <ul style="list-style-type: none"> (7) 「自動車事故対策機構 交通遺児友の会」の活動。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 会報「友の会だより」を四季に発行し会員相互の親睦と情報交換を図る。 ○ 「友の会の集い」を開催し、親子の親睦を深めるとともに遺児家庭相互の交流を図る。(8月4日予定) ○ 書道のコンテスト(予定)を開催する。(平成24年度は、絵画コンテスト) (イ) 交通遺児等家庭相談員による相談 <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通遺児等貸付制度の紹介、教育、医療、就職等、随時実施する。 | | | | |

第1章 道路交通安全

| | | | |
|---|---|---------------|------------------------------|
| 項目 | 8 調査研究の充実 | 種別 | (1) 道路交通安全に関する研究の推進 (P65) |
| 実施機関 及び 実施方針 | 〔警察本部〕 交通事故当事者の交通行動特性を研究し、事故防止対策を推進する。 | 主な関係 機関・団体 | |
| 計 画 の 内 容 | | | |
| <p>〔警察本部〕</p> <p>ア 高齢者の交通事故防止に関する研究の推進 道路を利用する高齢者及び高齢運転者の交通行動特性を踏まえた、効果的な交通事故防止対策に関する研究を推進する。</p> <p>イ 交通安全対策の評価・効果予測方法の充実 交通事故削減効果及び人身傷害等事故発生後の被害の軽減効果について、客観的な事前評価、事後評価を効率的に行うためのデータ収集・分析・効果予測方法の充実を図る。</p> <p>ウ その他の研究の推進 交通事故の長期的予測の充実や交通事故に伴う社会的・経済的損失に関する研究、交通事故被害者等の視点に立った交通安全対策に関する研究を推進する。</p> | | | |

第1章 道路交通安全

| | | | |
|--|---|---------------|-------------------------------------|
| 項目 | 8 調査研究の充実 | 種別 | (2) 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化 (P66) |
| 実施機関 及び 実施方針 | 〔警察本部〕 交通人身事故に対する高度な交通事故分析を行い、分析結果に基づいた人及び道路環境等に対する対策を講じることで同様の交通事故の再発を防止するとともに、危険箇所、事故防止対策など、県民のニーズに応じた情報を発信することで、交通事故総数の抑止を図る。 | 主な関係 機関・団体 | |
| 計 画 の 内 容 | | | |
| <p>〔警察本部〕</p> <p>ア 交通情報総合管理システムにより、全ての交通人身事故に関するデータについて高度な分析を行い、交通事故防止対策を推進する。</p> <p>イ 交通事故分析結果から判明した事故類型や年齢層等の様々な交通安全情報について、インターネット等を通じて分かりやすく公表することにより、県民のニーズに応じた情報提供を推進する。</p> | | | |

第2章 鉄道交通の安全

| 項目 | 1 鉄道交通環境の整備 | 種別 | (1) 鉄道施設等の安全性の向上 (P70) | |
|---|---|-----------------------|---------------------------|--|
| <p>実施機関 及び 実施方針</p> | <p>〔中部運輸局三重運輸支局〕</p> <p>鉄道交通の安全を確保するために、鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施するとともに、多発する自然災害に対応するために、軌道や路盤等の集中豪雨等への対策の強化、駅施設等の耐震性の強化を推進する。老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、より安全性に優れたものへと計画的に更新を進める。</p> <p>地方中小鉄道については、事業者が定めた安全輸送のための施設整備に係る計画に基づき、施設、車両等の適切な維持・改修等の促進を図る。</p> <p>また、駅施設等については、高齢者、障がい者等の安全利用にも十分配慮し、段差の解消、転落防止設備等の整備によるバリアフリー化を推進するとともに、プラットフォームからの転落事故に対しては、列車の速度が高く、かつ、1時間当たりの運行本数が多いプラットフォームについて、非常停止押しボタンまたは転落検知マットの整備、プラットフォーム下の待避スペースの確保等適切な安全対策を指導する。</p> <p>安全総点検等の機会を利用した技術面での指導や、研究機関の専門家により技術支援制度を活用する等して技術の向上についても推進していく。</p> <p>〔三重県交通政策課〕</p> <p>鉄道交通の安全を確保するとともに、輸送力の強化を図るため、鉄道の複線化の促進を鉄道事業者に要望する。</p> <p>中小鉄道事業者が行う安全輸送のための施設整備等に対して支援を行う。</p> | <p>主な関係 機関・団体</p> | <p>鉄道事業者</p> | |
| 計 画 の 内 容 | | | | |
| <p>〔中部運輸局三重運輸支局〕</p> <p>ア 発生が切迫し、その影響も大きいとされている南海トラフ地震に備えるため橋りょう、トンネル、駅舎等鉄道施設の地震に対する安全性を向上させるため耐震補強について実施するよう指導する。</p> <p>イ 鉄道施設等の安全確保には維持管理の徹底が重要であるが、中小鉄道事業者においては老朽化が進み抜本的な対策が必要であるため、支援制度を活用し計画的な更新の促進を進める。</p> <p>ウ 駅施設等の利用者の安全性向上に向けバリアフリー化の推進を図るとともに、プラットフォームからの転落時における安全対策の整備を進める。</p> | | | | |

| 計 画 の 内 容 | |
|---|--|
| <p>〔三重県交通政策課〕</p> <p>中小鉄道業者が行う、安全性及び利便性を確保するための施設整備計画に対して、国の補助事業を活用した国・県・沿線市町の協調補助による支援を行う。</p> | |

第2章 鉄道交通の安全

| 項 目 | 1 鉄道交通環境の整備 | 種 別 | (2) 運転保安設備等の整備 (P70) | |
|---|--|-----|-------------------------|-------|
| 実施機関 及び 実施方針 | 〔中部運輸局三重運輸支局〕 曲線部等への速度制限機能付きATS等運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等について、着実にその整備を進める。 | | 主な関係 機関・団体 | 鉄道事業者 |
| 計 画 の 内 容 | | | | |
| <p>〔中部運輸局三重運輸支局〕</p> <p>既存の施設及び車両について、大規模改良計画時には確実に整備を進めるほか、ヒューマンエラー等に起因した事故を未然に防ぐため、積極的な導入を指導する。</p> | | | | |

第2章 鉄道交通の安全

| 項 目 | 2 鉄道交通の安全に関する知識の普及 | 種 別 | (P70) | |
|---|---|-----|---------------|------------|
| 実施機関 及び 実施方針 | 〔中部運輸局三重運輸支局〕 鉄道交通の安全を確保するため、踏切事故防止キャンペーン等広報活動を通じ、一般に周知することにより、安全意識の高揚を図る。 | | 主な関係 機関・団体 | 鉄道事業者、警察本部 |
| 計 画 の 内 容 | | | | |
| <p>〔中部運輸局三重運輸支局〕</p> <p>ア 運転事故の約90%以上を占める踏切障害事故と人身障害事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要である。このため、安全設備の正しい利用方法の表示の整備等により、利用者等へ安全に関する知識を分かりやすく、適確に提供する。</p> <p>イ 学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動等において広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。</p> | | | | |

第2章 鉄道交通の安全

| | | | | |
|--|--|---------------|------------------------|--|
| 項目 | 3 鉄道の安全な運行の確保 | 種別 | (1) 運転士の資質の保持 (P71) | |
| 実施機関 及び 実施方針 | 〔中部運輸局三重運輸支局〕 運転士の資質の保持をするため運転管理者が教育・管理等について適切に措置を講ずるよう指導する。また、運転士の資質の確保を図るため、動力車操縦者運転免許試験を適正に実施する。 | 主な関係 機関・団体 | 鉄道事業者 | |
| 計 画 の 内 容 | | | | |
| <p>〔中部運輸局三重運輸支局〕</p> <p>ア 運転士及び保安要員等に対する教育体制及び教育内容について、一層の充実を図るよう指導する。</p> <p>イ 運転士及び保安要員等の適性の確保を図るため、適性検査の定期的な実施を図るよう指導する</p> <p>ウ 運転士の資質の確保を図るため、動力車操縦者運転免許試験を適正に実施する。</p> | | | | |

第2章 鉄道交通の安全

| 項目 | 3 鉄道の安全な運行の確保 | 種別 | (2) 気象情報等の充実 (P71) | |
|---|--|---------------|-----------------------|--|
| 実施機関 及び 実施方針 | <p>[中部運輸局三重運輸支局]</p> <p>鉄道交通に影響を及ぼす自然現象を的確収集・伝達し、鉄道の運行管理へ反映させることで、安全を確保しつつ、安定輸送と鉄道施設の被害軽減に努める。</p> <p>[津地方気象台]</p> <p>鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう予報・警報等を適時、適切に発表して、事故の防止、軽減に努める。</p> | 主な関係 機関・団体 | 鉄道事業者 報道機関 | |
| 計 画 の 内 容 | | | | |
| <p>[中部運輸局三重運輸支局]</p> <p>ア 鉄道交通に影響を及ぼす自然現象を的確に収集し、気象警報・注意報・予報及び津波警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の現象に関する情報の適時・適切な迅速な伝達に努める。また、鉄道事業者は、これらの気象情報等を早期に収集・把握し、運行管理へ反映させることで、安全を確保しつつ、安定輸送と鉄道施設の被害軽減に努める。</p> <p>[津地方気象台]</p> <p>ア 気象観測体制の整備、地震・津波監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。</p> <p>イ 竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報としての竜巻発生確度ナウキャストを提供する。</p> <p>ウ 走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報の鉄道交通における利活用の推進を図る。</p> | | | | |

第2章 鉄道交通の安全

| | | | | |
|--|--|---------------|--------------------------------|--|
| 項目 | 3 鉄道の安全な運行の確保 | 種別 | (3) 鉄道事業者に対する保安監査等の実施 (P71) | |
| 実施機関 及び 実施方針 | [中部運輸局三重運輸支局] 鉄道交通の安全な運行を確保するため、保安監査を通じて鉄道交通の安全確保の適切な指導を行う。 | 主な関係 機関・団体 | 鉄道事業者 | |
| 計 画 の 内 容 | | | | |
| <p>[中部運輸局三重運輸支局]</p> <p>ア 鉄道事業者に対し、定期的にまたは事故の発生状況等に応じて保安監査等を実施し、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況、安全管理態勢等についての適切な指導を行う。また、過去の指導のフォローアップを強化する等、保安監査の充実を図る。</p> <p>イ 主要な鉄道事業者の安全担当部長等による鉄道保安連絡会議を開催し、事故及び事故防止対策に関する情報交換等を行う。併せて、鉄道事業者の安全管理態勢の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価を行う。</p> | | | | |

第2章 鉄道交通の安全

| | | | | |
|---|--|---------------|--------------------------|--|
| 項目 | 4 救助・救急活動の充実 | 種別 | (P72) | |
| 実施機関 及び 実施方針 | [中部運輸局三重運輸支局] 鉄道の重大事故等の発生に際して、関係機関と連携をとり、救助・救急体制の強化を図る。 | 主な関係 機関・団体 | 警察本部、消防機関、医療機関、 鉄道事業者 | |
| 計 画 の 内 容 | | | | |
| <p>[中部運輸局三重運輸支局]</p> <p>鉄道の重大事故等の発生に対して、避難誘導、救急救助活動を迅速かつ的確に行うため、主要駅における防災訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を図る。</p> <p>特に、重大事故発生時の緊急体制の再確認と二次災害防止のための安全管理の徹底を図る。</p> | | | | |

第2章 鉄道交通の安全

| | | | | |
|---|---|---------------|--|--|
| 項目 | 5 被害者支援の推進 | 種別 | (P72) | |
| 実施機関 及び 実施方針 | [三重県交通安全・消費生活課] 被害を受けた者及びその家族等に対する支援活動を関係機関とともに推進する。 | 主な関係 機関・団体 | 中部運輸局、警察本部、市町、 鉄道事業者犯罪被害者支援セン ター、鉄道事業者 | |
| 計 画 の 内 容 | | | | |
| <p>[三重県交通安全・消費生活課]</p> <p>多角的、専門的な支援を実施するため、県、警察、医療機関等で構成する「三重県犯罪被害者支援連絡協議会」において、総合的な支援を推進する。</p> | | | | |

第3章 踏切道における交通の安全

| 項目 | 1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進 | 種別 | (P75) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|-----------|----------------|--|------|--|---------|---------|------|-----|------|-----|------|--|------|-------|--|-----|---------|--|-----|---|--|------|----|---------|---------|----|--------|---|---------|--|------|---|---------|------|---|---|-----------|--|
| 実施機関及び実施方針 | <p>〔中部運輸局三重運輸支局〕</p> <p>立体交差化までに時間のかかる「開かずの踏切」等について、効果の早期発現を図るための構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備等を促進する。遮断時間が特に長い踏切等で、かつ道路交通量の多い踏切道が連担している地区等や、主要な道路との交差に関わるもの等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差等により、踏切道の除去を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道新線建設にあっても、立体交差化を図る。</p> <p>以上の構造改良等による「速効対策」と立体交差化の「抜本対策」との両輪による総合的な対策を促進する。</p> | 主な関係機関・団体 | 三重県都市政策課、鉄道事業者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 画 の 内 容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>〔中部運輸局三重運輸支局〕 平成25年度計画</p> <table border="1" data-bbox="284 1081 1254 1312"> <thead> <tr> <th colspan="2">事業内容</th> <th>工事量(箇所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">立体交差化事業</td> <td>連続立体</td> <td>1箇所</td> </tr> <tr> <td>単独立体</td> <td>2箇所</td> </tr> <tr> <td colspan="2">構造改良</td> <td>10箇所</td> </tr> <tr> <td colspan="2">整理統廃合</td> <td>2箇所</td> </tr> <tr> <td colspan="2">保安設備の整備</td> <td>6箇所</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>21箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔三重県都市政策課〕</p> <table border="1" data-bbox="284 1402 1291 1632"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業所(箇所)</th> <th>事業費(千円)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連続立体交差</td> <td>1</td> <td>917,262</td> <td></td> </tr> <tr> <td>立体交差</td> <td>1</td> <td>561,978</td> <td>街路事業</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2</td> <td>1,479,240</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | | | | | 事業内容 | | 工事量(箇所) | 立体交差化事業 | 連続立体 | 1箇所 | 単独立体 | 2箇所 | 構造改良 | | 10箇所 | 整理統廃合 | | 2箇所 | 保安設備の整備 | | 6箇所 | 計 | | 21箇所 | 区分 | 事業所(箇所) | 事業費(千円) | 備考 | 連続立体交差 | 1 | 917,262 | | 立体交差 | 1 | 561,978 | 街路事業 | 計 | 2 | 1,479,240 | |
| 事業内容 | | 工事量(箇所) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 立体交差化事業 | 連続立体 | 1箇所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 単独立体 | 2箇所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 構造改良 | | 10箇所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 整理統廃合 | | 2箇所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 保安設備の整備 | | 6箇所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | 21箇所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 事業所(箇所) | 事業費(千円) | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 連続立体交差 | 1 | 917,262 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 立体交差 | 1 | 561,978 | 街路事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 2 | 1,479,240 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

第3章 踏切道における交通安全

| 項目 | 2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施 | 種別 | (P76) | |
|--|---|-----------------------|--------------|--|
| <p>実施機関 及び 実施方針</p> | <p>〔中部運輸局三重運輸支局〕 踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の復員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行う。</p> <p>〔警察本部〕 踏切道における交通量、踏切道の幅員等を勘案し、交通規制の実施及び見直しを図る。</p> | <p>主な関係 機関・団体</p> | <p>鉄道事業者</p> | |
| 計 画 の 内 容 | | | | |
| <p>〔中部運輸局三重運輸支局〕 項目「1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進」の計画(P75)の内容参照</p> <p>〔警察本部〕 踏切道における交通状況、踏切設備の整備状況、迂回路の状況を把握し、交通環境に適合した交通規制を実施する。</p> | | | | |

第3章 踏切道における交通の安全

| 項目 | 3 踏切道の統廃合の促進 | 種別 | (P76) | |
|--|--|---------------|-------|--|
| 実施機関 及び 実施方針 | 〔中部運輸局三重運輸支局〕 踏切道の立体交差化、構造改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。ただし、構造改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性に鑑み、近隣踏切道の統廃合を行わずに実施できることとする。 | 主な関係 機関・団体 | 鉄道事業者 | |
| 計 画 の 内 容 | | | | |
| <p>〔中部運輸局三重運輸支局〕</p> <p>項目「1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進」の計画(P75)の内容参照</p> | | | | |

第3章 踏切道における交通の安全

| 項目 | 4 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置 | 種別 | (P77) | |
|--|---|---------------|-------|--|
| 実施機関 及び 実施方針 | 〔中部運輸局三重運輸支局〕 踏切事故防止キャンペーンの展開等を通じ、踏切道を通行する自動車等の運転者及び歩行者に対し、踏切道通過時における安全意識の高揚を図るとともに、安全かつ円滑な踏切道の確保及び踏切事故の防止を図る。さらに、学校、自動車教習所等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進する。 | 主な関係 機関・団体 | 鉄道事業者 | |
| 計 画 の 内 容 | | | | |
| <p>〔中部運輸局三重運輸支局〕</p> <p>踏切事故は、直前横断、落輪等に起因するものが多いことから、自動車運転や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るなど広報活動を強化する必要がある。</p> <p>このため、広報活動を強化するとともに、学校、指定自動車教習所等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進する。</p> | | | | |